

# 第1節 火災予防

本文中及び図表中における各種データについては、全国の地方公共団体からの報告数値により集計することを原則とする。しかし、東日本大震災の発生により、調査データが流失した団体や調査が実施

できない団体が存在するなど、一部データの把握ができなかった調査項目がある。当該項目に関する本文中の記述や図表については、備考及び注釈のとおりとする。

第1-1-1図 火災の推移と傾向図



## 火災の現況と最近の動向

この10年間の出火件数をみると、6万3,651件を記録した平成14年以降おおむね減少傾向となっており、平成24年中の出火件数は、4万4,189件と前年に比べ5,817件（11.6%）減少しており、10年前（平成14年中の出火件数）の69.4%となっ

ている。

また、火災による死者数も、2,248人を記録した平成15年以降おおむね減少傾向にあり、平成24年中の火災による死者数は、1,721人と前年に比べ45人（2.5%）減少しており、10年前（平成14年中の火災による死者数）の77.0%となっている（第1-1-1図、第1-1-1表）。

第1-1-1表 火災の状況

(各年中)

区 分	平成14年	平成23年 (A)	平成24年 (B)	増減 (B)-(A) (C)	増減率 (C)/(A)×100 (%)
出 火 件 数 (件)	63,651	50,006	44,189	△5,817	△11.6
建 物 火 災	34,171	26,795	25,583	△1,212	△4.5
林 野 火 災	3,343	2,093	1,178	△915	△43.7
車 両 火 災	7,785	5,129	4,549	△580	△11.3
船 舶 火 災	113	90	87	△3	△3.3
航 空 機 火 災	4	4	1	△3	△75.0
そ の 他 の 火 災	18,235	15,895	12,791	△3,104	△19.5
焼 損 棟 数 (棟)	47,460	38,406	35,427	△2,979	△7.8
全 焼	10,809	9,288	7,577	△1,711	△18.4
半 焼	3,988	2,443	2,260	△183	△7.5
部 分 焼	14,849	10,466	9,803	△663	△6.3
ぼ や	17,814	16,209	15,787	△422	△2.6
建 物 焼 損 床 面 積 (m <sup>2</sup> )	1,649,751	1,395,112	1,138,178	△256,934	△18.4
建 物 焼 損 表 面 積 (m <sup>2</sup> )	196,454	126,480	118,599	△7,881	△6.2
林 野 焼 損 面 積 (a)	263,353	207,093	37,187	△169,906	△82.0
死 者 (人)	2,235	1,766	1,721	△45	△2.5
負 傷 者 (人)	8,786	7,286	6,826	△460	△6.3
り 災 世 帯 数 (世帯)	31,258	24,491	22,422	△2,069	△8.4
全 損	7,480	6,026	4,934	△1,092	△18.1
半 損	2,701	1,778	1,665	△113	△6.4
小 損	21,077	16,687	15,823	△864	△5.2
り 災 人 員 (人)	81,430	57,776	52,487	△5,289	△9.2
損 害 額 (百万円)	167,373	112,835	89,699	△23,137	△20.5
建 物 火 災	136,474	103,491	82,406	△21,086	△20.4
林 野 火 災	1,447	1,017	190	△827	△81.3
車 両 火 災	3,701	2,562	2,433	△129	△5.0
船 舶 火 災	22,540	332	417	85	25.6
航 空 機 火 災	24	227	0	△227	△100.0
そ の 他 の 火 災	2,736	2,360	2,086	△274	△11.6
爆 発	450	2,846	2,166	△680	△23.9
出 火 率 (件/万人)	5.0	3.9	3.5	△0.4	—

- (備考) 1 「火災報告」により作成  
 2 各年の数値は、1月～12月に発生した火災を集計したもの。以下本節において、ことわりのない限り同じ。  
 3 「建物火災」とは、建物又はその収容物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。  
 4 「林野火災」とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。  
 5 「車両火災」とは、自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。  
 6 「船舶火災」とは、船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。  
 7 「航空機火災」とは、航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。  
 8 「その他の火災」とは、建物火災、車両火災、林野火災及び航空機火災以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積所、軌道敷、電柱類等の火災）をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。  
 9 死者には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。以下本節において、ことわりのない限り同じ。  
 10 出火率とは、人口1万人当たりの出火件数をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。  
 11 損害額等については、調査中のものがあり、変動することがある。以下本節において、ことわりのない限り同じ。  
 12 △は負数を表す。以下本節において、ことわりのない限り同じ。  
 13 増減率は、表示単位未満を四捨五入した。以下本節において、ことわりのない限り同じ。  
 14 人口は、各年とも3月31日現在の住民基本台帳による。以下本節において、ことわりのない限り同じ。  
 15 火災が2種以上にわたった場合、火災件数は損害額の大きい方で計上し、損害額はそれぞれの火災種別（建物火災、車両火災、林野火災、船舶火災、航空機火災、その他の火災の別）ごとに計上している。以下本節において、ことわりのない限り同じ。  
 16 「爆発」による損害額については、火災種別に関わらず、「損害額」中の「爆発」に計上している。  
 17 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

## 1 出火状況

### (1) 1日当たり121件の火災が発生

平成24年中の出火件数を1日当たりでみると、121件の火災が発生したことになる(第1-1-2表)。

### (2) 建物火災は全火災の57.9%

平成24年中の出火件数について、その構成比をみると、建物火災が全火災の57.9%で最も高い比率を占めている(第1-1-3表)。

第1-1-2表

1日当たり及び1件当たりの火災の状況

区 分		平成14年	平成23年	平成24年
全火災1日当たり	出火件数 (件)	174	137	121
	損害額 (百万円)	459	309	245
	焼損棟数 (棟)	130	105	97
	建物焼損床面積 (m <sup>2</sup> )	4,520	3,822	3,110
	建物焼損表面積 (m <sup>2</sup> )	538	347	324
	林野焼損面積 (a)	722	567	102
	り災世帯数 (世帯)	86	67	61
	り災人員 (人)	223	158	143
	死者 (人)	6.1	4.8	4.7
	負傷者 (人)	24.1	20.0	18.7
建物火災1日当たり	出火件数 (件)	94	73	70
建物火災1件当たり	損害額 (万円)	263	226	203
	損害額 (万円)	399	386	322
	建物焼損床面積 (m <sup>2</sup> )	48.3	52.1	44.5
	建物焼損表面積 (m <sup>2</sup> )	5.7	4.7	4.6
	焼損棟数 (棟)	1.4	1.4	1.4
	り災世帯数 (世帯)	0.9	0.9	0.9
	り災人員 (人)	2.4	2.2	2.1
林野火災1件当たり	損害額 (万円)	43	49	16
	林野焼損面積 (a)	79	99	32

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-4表

四季別出火状況

年 別	平成23年				平成24年			
	出火件数 (件)	構成比 (%)	損害額 (百万円)	構成比 (%)	出火件数 (件)	構成比 (%)	損害額 (百万円)	構成比 (%)
春季(3月~5月)	16,252	32.5	49,039	43.5	12,143	27.5	23,259	25.9
夏季(6月~8月)	9,657	19.3	16,402	14.5	9,982	22.6	23,490	26.2
秋季(9月~11月)	9,505	19.0	19,797	17.5	9,670	21.9	17,448	19.5
冬季(12月~2月)	14,592	29.2	27,597	24.5	12,394	28.0	25,501	28.4
合 計	50,006	100.0	112,835	100.0	44,189	100.0	89,699	100.0

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 冬季の1月及び2月は、当該年のものである。

### (3) 冬季・春季の火災による損害額が多い

平成24年中の出火件数を四季別にみると、火気を使用する機会の多い冬季から春季にかけての出火件数は総出火件数の55.5%となっており、損害額は54.3%を占めている(第1-1-4表)。

### (4) 出火率は3.5件/万人

平成24年中の出火率(人口1万人当たりの出火件数)は、全国平均で3.5件/万人となっている(第1-1-1表、第1-1-5表)。

また、出火率を都道府県別にみると、最も高いのは山梨県の4.9件/万人となっており、一方、最も

第1-1-3表

出火件数の構成比率

火災種別	平成23年	平成24年
建物火災	53.6	57.9
車両火災	10.2	10.3
林野火災	4.2	2.7
船舶火災	0.2	0.2
航空機火災	0.0	0.0
その他の火災	31.8	28.9
合 計	100.0	100.0

(各年中)  
(単位:%)

(備考) 「火災報告」により作成

その他の火災の内訳(出火箇所で分類)<sup>※1</sup>

(単位:%)

出火箇所	平成24年	
建物、林野車両船舶・航空機以外のもの <sup>※2</sup>	9.3	
道路、空地等	敷地内	21.6
	田畑	14.2
	空地	9.7
	河川敷等	8.4
	公園	7.9
	その他	9.6
出火箇所不明	0.8	
その他	18.5	
合 計	100.0	

※1 出火件数の構成比率中「その他の火災」について、出火箇所の観点から、さらに詳細に調べたもの

※2 電柱類、門、さく、郵便ポスト、橋等をいう。

低いのは、富山県の2.0件/万人で、同県は平成3年（1991年）以降連続して最も出火率が低くなっている（第1-1-6表）。

### (5) 火災の覚知は119番通報、初期消火は消火器

平成24年中の消防機関における火災覚知方法についてみると、火災報知専用電話（119番）\*1による通報が69.3%と最も多い（第1-1-2図）。

第1-1-5表

出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化

(各年中)

区 分	平成14年	平成24年	増減率(%)
出火率 (件/万人)	5.0	3.5	-
出火件数 (件)	63,651	44,189	△30.6
建物火災 (件)	34,171	25,583	△25.1
人口 (人)	126,478,672	126,659,683	0.1
世帯数 (世帯)	48,637,789	54,171,475	11.4

(備考) 1 「火災報告」により作成  
2 世帯数は、各年とも3月31日現在の住民基本台帳による。

第1-1-6表

都道府県別出火率

(平成24年中)

都道府県	出火件数 (件)	人口 (万人)	出火率 (件/万人)	都道府県	出火件数 (件)	人口 (万人)	出火率 (件/万人)
1 北海道	1,916	547	3.5	25 滋賀	407	139	2.9
2 青森	525	138	3.8	26 京都	645	254	2.5
3 岩手	500	132	3.8	27 大阪	2,811	868	3.2
4 宮城	845	230	3.7	28 兵庫	2,063	557	3.7
5 秋田	386	109	3.5	29 奈良	396	140	2.8
6 山形	415	116	3.6	30 和歌山	365	102	3.6
7 福島	671	199	3.4	31 鳥取	238	59	4.0
8 茨城	1,398	296	4.7	32 島根	310	71	4.4
9 栃木	834	199	4.2	33 岡山	680	193	3.5
10 群馬	864	199	4.3	34 広島	1,027	285	3.6
11 埼玉	2,501	715	3.5	35 山口	566	145	3.9
12 千葉	2,098	615	3.4	36 徳島	200	79	2.5
13 東京	5,131	1,270	4.0	37 香川	330	101	3.3
14 神奈川	2,296	892	2.6	38 愛媛	523	144	3.6
15 新潟	697	236	3.0	39 高知	303	76	4.0
16 富山	218	109	2.0	40 福岡	1,678	505	3.3
17 石川	333	116	2.9	41 佐賀	279	85	3.3
18 福井	203	80	2.5	42 長崎	498	143	3.5
19 山梨	424	86	4.9	43 熊本	499	182	2.7
20 長野	821	215	3.8	44 大分	420	120	3.5
21 岐阜	757	207	3.7	45 宮崎	448	114	3.9
22 静岡	1,217	375	3.2	46 鹿児島	702	171	4.1
23 愛知	2,624	726	3.6	47 沖縄	413	142	2.9
24 三重	714	184	3.9	合計	44,189	12,666	3.5

(備考) 1 「火災報告」により作成  
2 平成24年3月31日の住民基本台帳による。

また、初期消火の方法についてみると、消火器を使用したものが20.0%と初期消火が行われたもの（25.9%）の中（その他を除く。）で最も高い比率になっている。一方で、初期消火を行わなかったものは37.5%となっており、この値を平成14年と比較すると0.4ポイント減少している（第1-1-7表）。

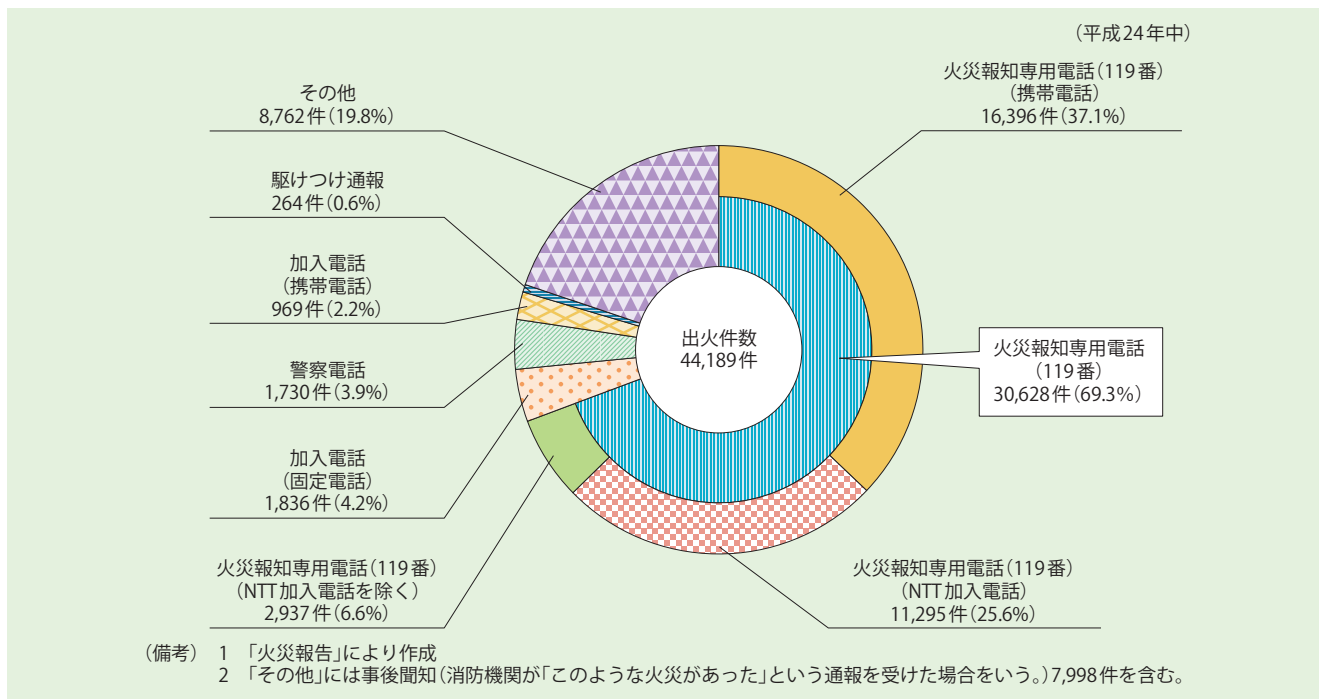
## 2 火災による死者の状況

### (1) 火災による死者の状況

平成24年中の「火災による死者数」は1,721人で、そのうち放火自殺者、放火自殺の巻き添えとなった者及び放火殺人による死者（以下「放火自殺者等」という。）を除いた死者数は1,323人と前年（1,335人）に比べ12人（0.9%）減少しており、1,546人を記録した平成17年以降おおむね減少傾向となっている。

\*1 「火災報知専用電話」とは、通報者等が行う火災や救急等に関する緊急通報を、消防機関が受信するための専用電話をいう。なお、電気通信番号規則において、消防機関への緊急通報に関する電気通信番号は「119」と定められている。

第1-1-2図 火災覚知方法別出火件数



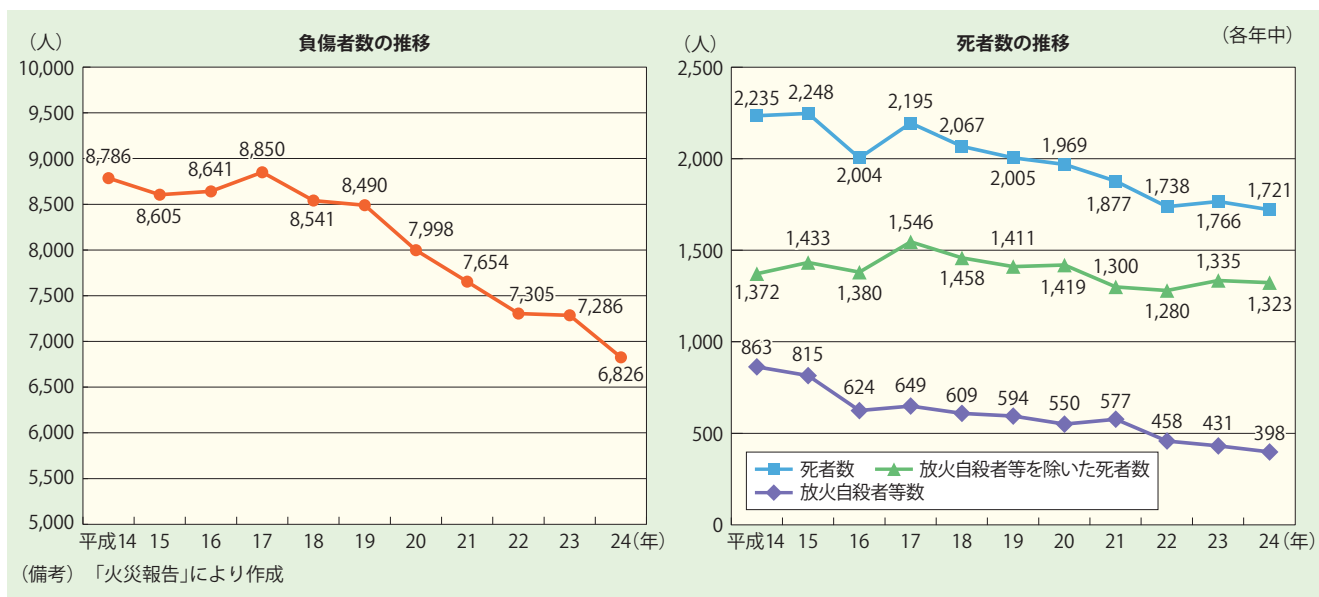
第1-1-7表 初期消火における消防用設備等の使用状況

(各年中)

	簡易消火器具		消火器		屋内消火栓設備		固定消火設備		その他		初期消火なし		合計	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
平成14年	4,159	6.5	14,136	22.5			702	1.1	20,360	32.0	24,114	37.9	63,651	100.0
平成24年	2,127	4.8	8,850	20.0	136	0.3	346	0.8	16,184	36.6	16,546	37.5	44,189	100.0

- (備考) 1 「火災報告」により作成  
2 「消防用設備等」とは、消火、避難、その他の消防の活動のための設備等(消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯等)をいう。  
3 「簡易消火器具」とは、水バケツ、水槽、乾燥砂等をいう。  
4 「固定消火設備」とは、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、不活性ガス消火設備、泡消火設備等をいう(屋内消火栓設備については、別枠を作成したため除く)。  
5 「その他」とは、「水道、浴槽、汲み置き等の水をかけた」、「寝具、衣類等をかけた」等をいう。

第1-1-3図 火災による死傷者数の推移





また、負傷者数は6,826人と前年（7,286人）に比べ460人（6.3%）減少しており、8,850人を記録した平成17年以降減少傾向となっている（第1-1-3図）。

#### ア 1日当たりの火災による死者数は4.7人

平成24年中の1日当たりの火災による死者数は4.7人となっている（第1-1-2表）。

#### イ 火災による死者数は、人口10万人当たり1.36人

火災による死者の状況を都道府県別にみると、東京都が116人で最も多く、次いで大阪府が106人、千葉県が91人の順となっている。一方、死者が最も少ないのは、徳島県で5人、次いで沖縄県で6人の順となっている。

これを人口10万人当たりの火災による死者数で比較すると、最も多いのは山梨県で3.62人、最も少ないのは沖縄県で0.42人となっている。

なお、平成24年中の人口10万人当たりの火災による死者数は、全国平均で1.36人となっている（第1-1-8表）。

#### ウ 火災による死者は1月から3月及び12月に多く発生

平成24年中の火災による死者発生状況を月別にみると、例年、火気を使用する機会が多い1月から3月まで及び12月に多くなっており、平成24年中も、1月から3月まで及び12月の火災による死者数の平均は月に220人（年間の月平均は143.4人）に上っており、この4か月間に年間の火災による死者数の51.1%に当たる880人の死者が発生している（第1-1-4図、附属資料Ⅱ-10）。

#### エ 22時から翌朝6時までの時間帯の火災で多くの死者が発生

平成24年中の火災100件当たりの死者発生状況を時間帯別にみると、22時から翌朝6時までの時間帯で多くなっており、同時時間帯の火災100件当たりの死者数の平均は6.9人で、全時間帯の平均3.9人の1.77倍となっている（第1-1-5図、附属資料Ⅱ-11）。

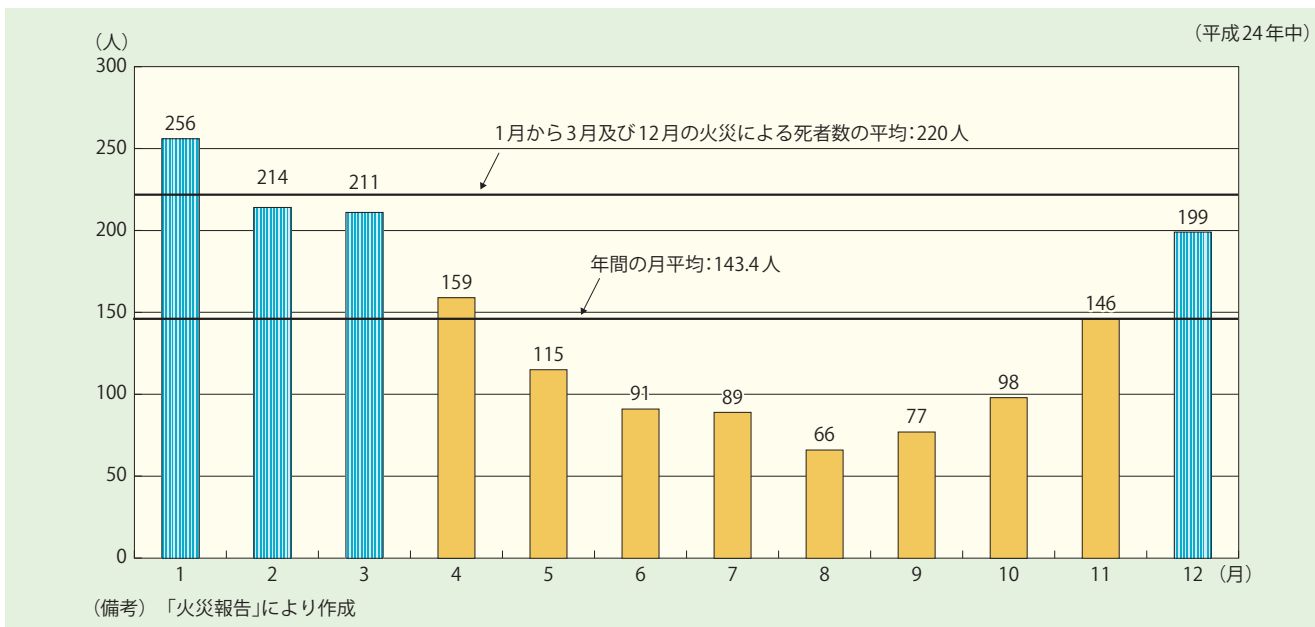
第1-1-8表 都道府県別の火災による死者の状況

（平成24年中）

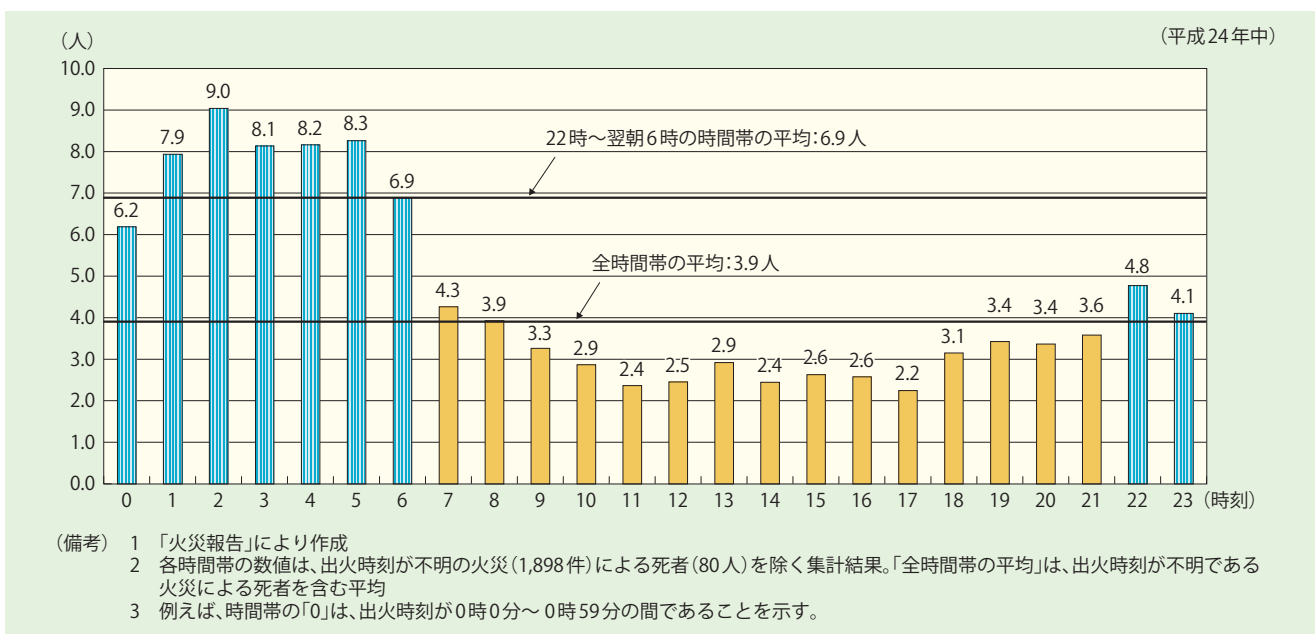
都道府県	死者数 (人)	10万人当たり死者数 (人)	都道府県	死者数 (人)	10万人当たり死者数 (人)
1 北海道	61	1.11	25 滋賀	16	1.15
2 青森	36	2.60	26 京都	37	1.46
3 岩手	34	2.58	27 大阪	106	1.22
4 宮城	48	2.08	28 兵庫	70	1.26
5 秋田	20	1.84	29 奈良	9	0.64
6 山形	21	1.81	30 和歌山	16	1.57
7 福島	45	2.26	31 鳥取	11	1.87
8 茨城	55	1.86	32 島根	11	1.54
9 栃木	40	2.01	33 岡山	27	1.40
10 群馬	38	1.91	34 広島	41	1.44
11 埼玉	81	1.13	35 山口	34	2.35
12 千葉	91	1.48	36 徳島	5	0.64
13 東京	116	0.91	37 香川	15	1.49
14 神奈川	70	0.78	38 愛媛	32	2.22
15 新潟	51	2.16	39 高知	15	1.97
16 富山	19	1.75	40 福岡	61	1.21
17 石川	17	1.47	41 佐賀	7	0.82
18 福井	10	1.25	42 長崎	22	1.54
19 山梨	31	3.62	43 熊本	29	1.59
20 長野	40	1.86	44 大分	16	1.34
21 岐阜	36	1.74	45 宮崎	14	1.22
22 静岡	35	0.93	46 鹿児島	36	2.11
23 愛知	72	0.99	47 沖縄	6	0.42
24 三重	18	0.98	合計/平均	1,721	1.36

（備考） 1 「火災報告」により作成  
2 平成24年3月31日の住民基本台帳による。

第1-1-4図 月別の火災による死者発生状況



第1-1-5図 時間帯別火災100件あたりの死者発生状況



第1-1-9表 火災による死因別死者発生状況の推移

年 別	区 分						不明	総計
		一酸化炭素中毒・窒息	火傷	打撲・骨折等	自殺	その他		
平成20年		610 (31.0)	628 (31.9)	5 (0.3)	535 (27.2)	47 (2.4)	144 (7.3)	1,969 (100.0)
平成21年		565 (30.1)	571 (30.4)	13 (0.7)	564 (30.0)	49 (2.6)	115 (6.1)	1,877 (100.0)
平成22年		559 (32.2)	531 (30.6)	3 (0.2)	433 (24.9)	63 (3.6)	149 (8.6)	1,738 (100.0)
平成23年		563 (31.9)	544 (30.8)	5 (0.3)	418 (23.7)	60 (3.4)	176 (10.0)	1,766 (100.0)
平成24年		535 (31.1)	581 (33.8)	4 (0.2)	387 (22.5)	67 (3.9)	147 (8.5)	1,721 (100.0)

(各年中)  
(人、%)

(備考) 1 「火災報告」により作成  
 2 ( )内は構成比を示す。

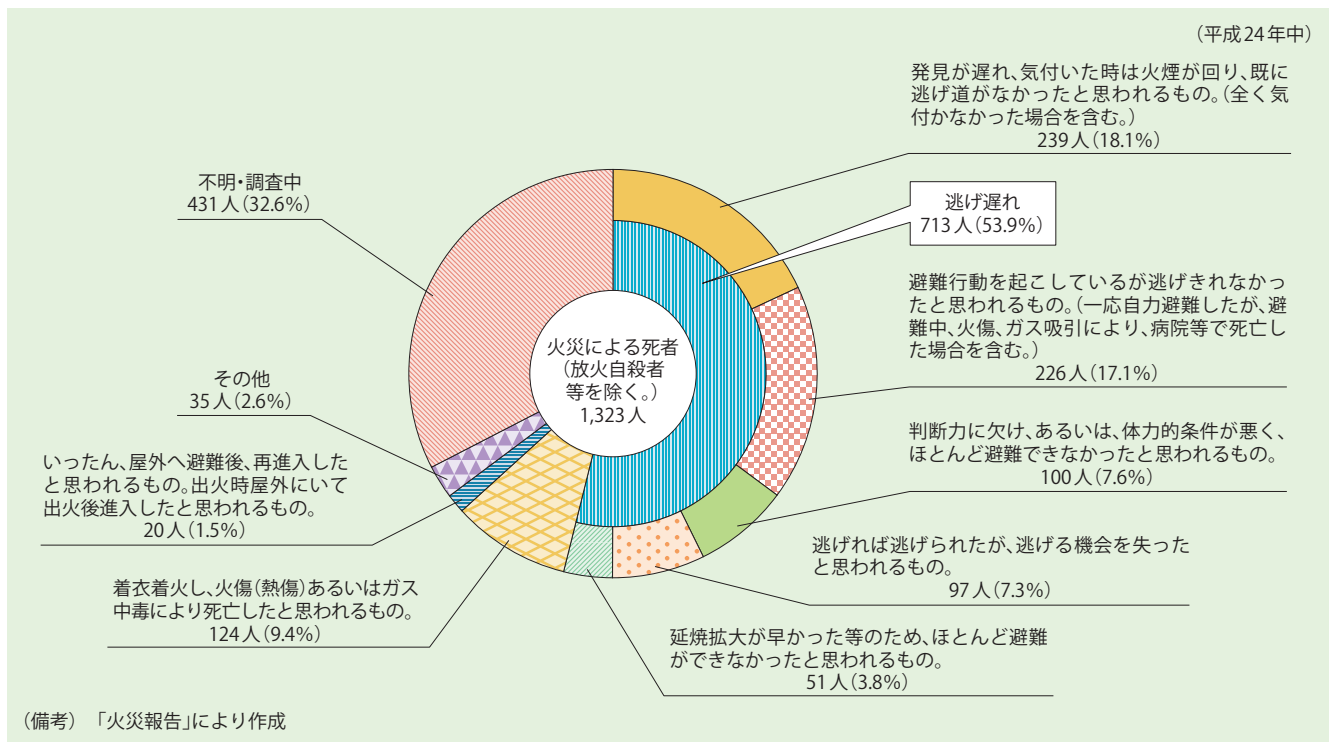
オ 死因は火傷、次いで一酸化炭素中毒・窒息が多い  
 平成24年中の火災による死因は、火傷が581人(33.8%)と最も多く、次いで一酸化炭素中毒・窒息が535人(31.1%)となっている(第1-1-9表)。

カ 逃げ遅れによる死者が53.9%

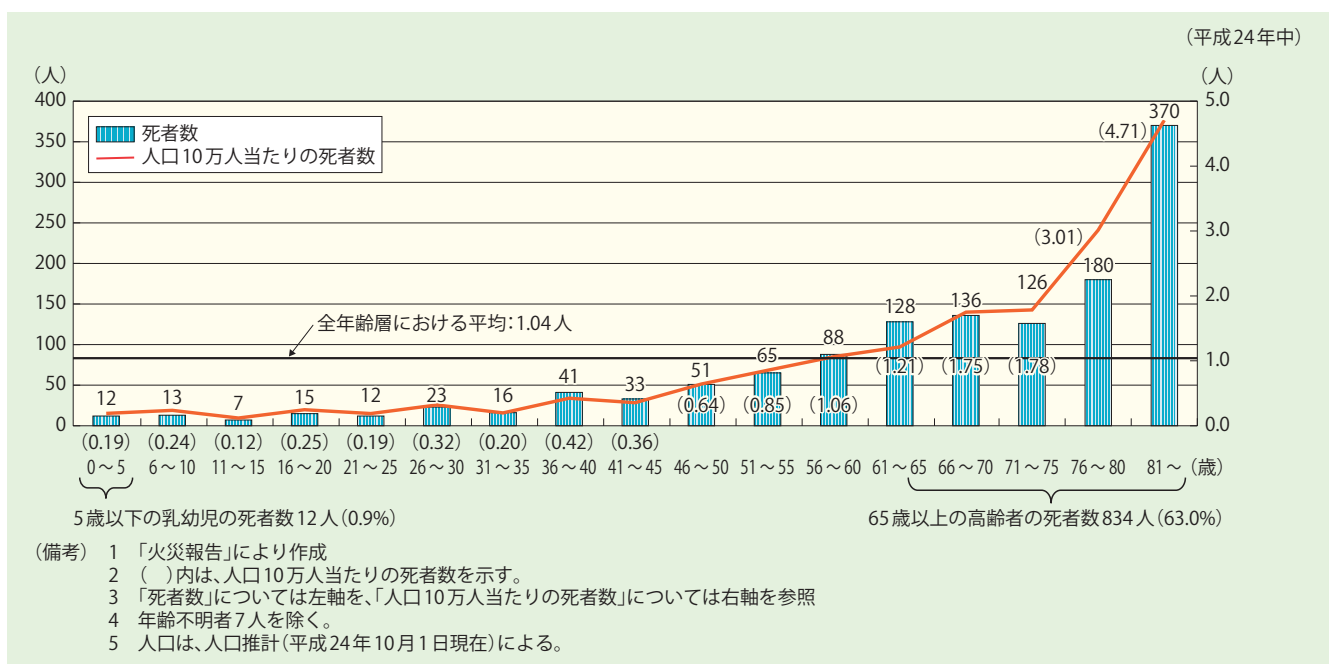
死亡に至った経過をみると、平成24年中の火災

による死者数(放火自殺者等を除く。)1,323人のうち、逃げ遅れが713人で53.9%を占めている。その中でも「発見が遅れ、気付いた時は火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われるもの(全く気付かなかった場合を含む)」が239人と最も多く、全体の18.1%を占めている(第1-1-6図、附属資料Ⅱ-12)。

第1-1-6図 火災による経過別死者発生状況(放火自殺者等を除く。)



第1-1-7図 火災による年齢階層別死者発生状況(放火自殺者等を除く。)



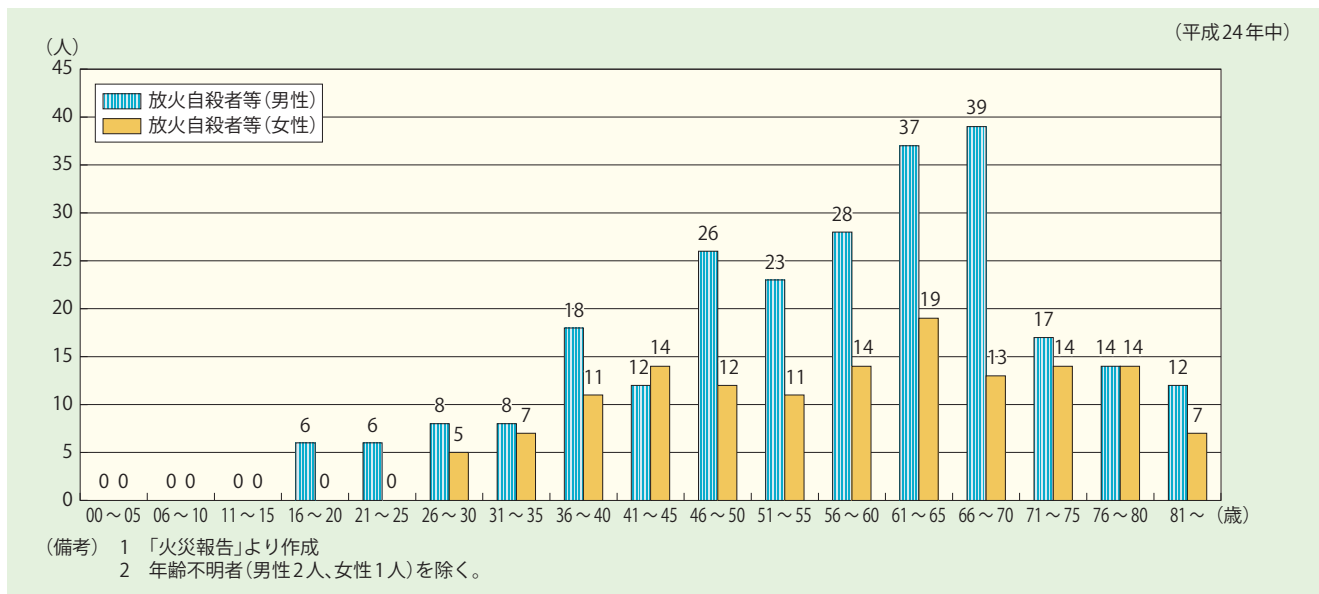


### キ 高齢者の死者が63.0%

火災による死者数（放火自殺者等を除く。）を年齢別にみると、65歳以上の高齢者が834人(63.0%)を占めており、特に81歳以上が370人（28.0%）となっている（第1-1-7図、附属資料Ⅱ-13）。

また、人口10万人当たりの死者数（放火自殺者等を除く。）は、年齢が高くなるに従って著しく増加しており、特に81歳以上の階層では、全年齢層における平均1.04人に比べ4.53倍となっている。

第1-1-8図 年齢別・性別放火自殺者等発生状況



第1-1-10表 火災による死傷者の発生状況

火災種別	死者				負傷者			
	平成23年		平成24年		平成23年		平成24年	
	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比
建物火災	1,339	75.8%	1,324	76.9%	6,194	85.0%	5,895	86.4%
車両火災	145	8.2%	129	7.5%	293	4.0%	236	3.5%
林野火災	19	1.1%	9	0.5%	141	1.9%	58	0.8%
船舶火災	2	0.1%	4	0.3%	18	0.3%	26	0.4%
航空機火災	3	0.2%	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
その他の火災	258	14.6%	255	14.8%	639	8.8%	611	8.9%
合計	1,766	100.0%	1,721	100.0%	7,286	100.0%	6,826	100.0%

(備考) 1 「火災報告」により作成  
2 火災が2種以上にわたった場合は、死者が発生した方の火災種別(建物火災、車両火災、林野火災、船舶火災、航空機火災、その他の火災の別)で計上

#### その他の火災の内訳(出火箇所)<sup>\*1</sup>

死者

出火箇所	人数(人)	構成比	
建物、林野車両船舶・航空機以外のもの <sup>*2</sup>	5	2.0%	
道路、空地等	敷地内	84	33.0%
	田畑	48	18.8%
	河川敷等	21	8.2%
	道路	17	6.7%
	空地	12	4.7%
	その他	36	14.1%
出火箇所不明	24	9.4%	
その他	8	3.1%	
合計	255	100%	

負傷者

出火箇所	人数(人)	構成比	
建物、林野車両船舶・航空機以外のもの <sup>*2</sup>	108	17.7%	
道路、空地等	敷地内	163	26.7%
	田畑	127	20.8%
	空地	32	5.2%
	河川敷等	31	5.1%
	道路	28	4.6%
	その他	96	15.7%
出火箇所不明	3	0.5%	
その他	23	3.7%	
合計	611	100%	

※1 火災による死傷者の発生状況中「その他の火災」について、出火箇所の観点から、さらに詳細に調べたもの

※2 電柱類、門、さく、郵便ポスト、橋等をいう。

※1 火災による死傷者の発生状況中「その他の火災」について、出火箇所の観点から、さらに詳細に調べたもの

※2 電柱類、門、さく、郵便ポスト、橋等をいう。

ク 放火自殺者等は、火災による死者の総数の23.1%

平成24年中の放火自殺者等は398人となっており、これは、火災による死者の総数（1,721人）の23.1%（前年24.4%）を占めている（第1-1-3図）。

また、これを年齢別・性別にみると、特に男性の66歳～70歳の階層が39人と最も多くなっている（第1-1-8図、附属資料Ⅱ-13）。

(2) 建物火災による死者の状況

ア 建物火災による死者は、死者総数の76.9%

平成24年中の建物火災による死者数は1,324人で、火災による死者の総数に対する比率は76.9%となっている。

また、建物火災による負傷者は5,895人で、火災による負傷者の総数に対する比率は86.4%となっており、火災による死傷者の多くが建物火災により発生している（第1-1-10表）。

イ 建物火災のうち、全焼による死者は756人

平成24年中の建物火災による死者1,324人について、建物焼損程度別の死者発生状況をみると、全焼の場合が756人で57.1%を占めている（第1-1-

9図、附属資料Ⅱ-15）。

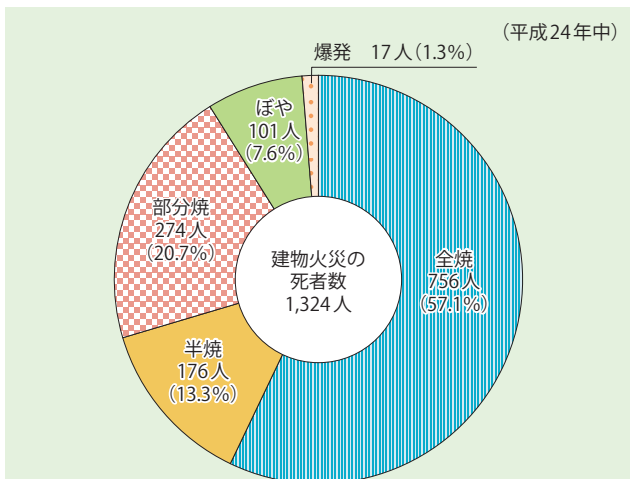
ウ 建物火災による死者の86.5%が住宅で発生

平成24年中の建物火災による死者1,324人について、建物用途別の発生状況をみると、住宅（一般住宅、共同住宅及び併用住宅をいう。以下本節において、断りのない限り同じ。）での死者は1,145人で、建物火災による死者の86.5%を占めている（第1-1-10図、附属資料Ⅱ-19）。

また、死因別では一酸化炭素中毒・窒息による死者が521人（39.4%）で最も多く、次いで、火傷による死者が480人（36.3%）となっている（第1-

第1-1-9図

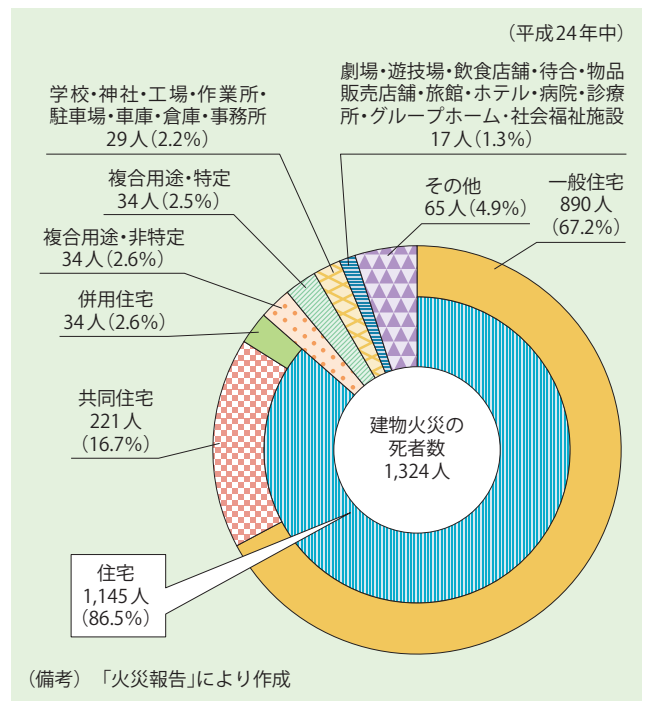
建物火災における焼損程度ごとの死者発生状況



- (備考) 1 「火災報告」により作成  
 2 「全焼」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の70%以上のもの、又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。  
 3 「半焼」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の20%以上のもので全焼に該当しないものをいう。  
 4 「部分焼」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の20%未満のものでぼやに該当しないものをいう。  
 5 「ぼや」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の10%未満であり焼損床面積が1m<sup>2</sup>未満のもの、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の10%未満であり焼損表面積が1m<sup>2</sup>未満のもの、又は取用物のみ焼損したものをいう。

第1-1-10図

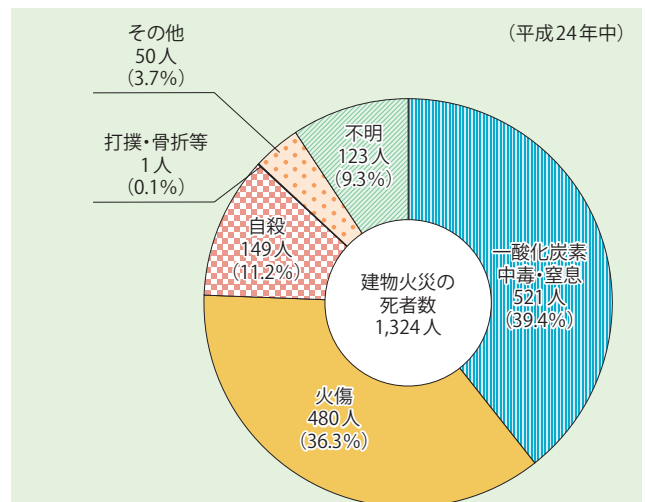
建物用途別の死者発生状況



(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-11図

死因別の死者発生状況



(備考) 「火災報告」により作成

－1－11図、附属資料Ⅱ－16)。

### (3) 住宅火災による死者の状況

#### ア 住宅用火災警報器の普及とともに住宅火災の死者は減少

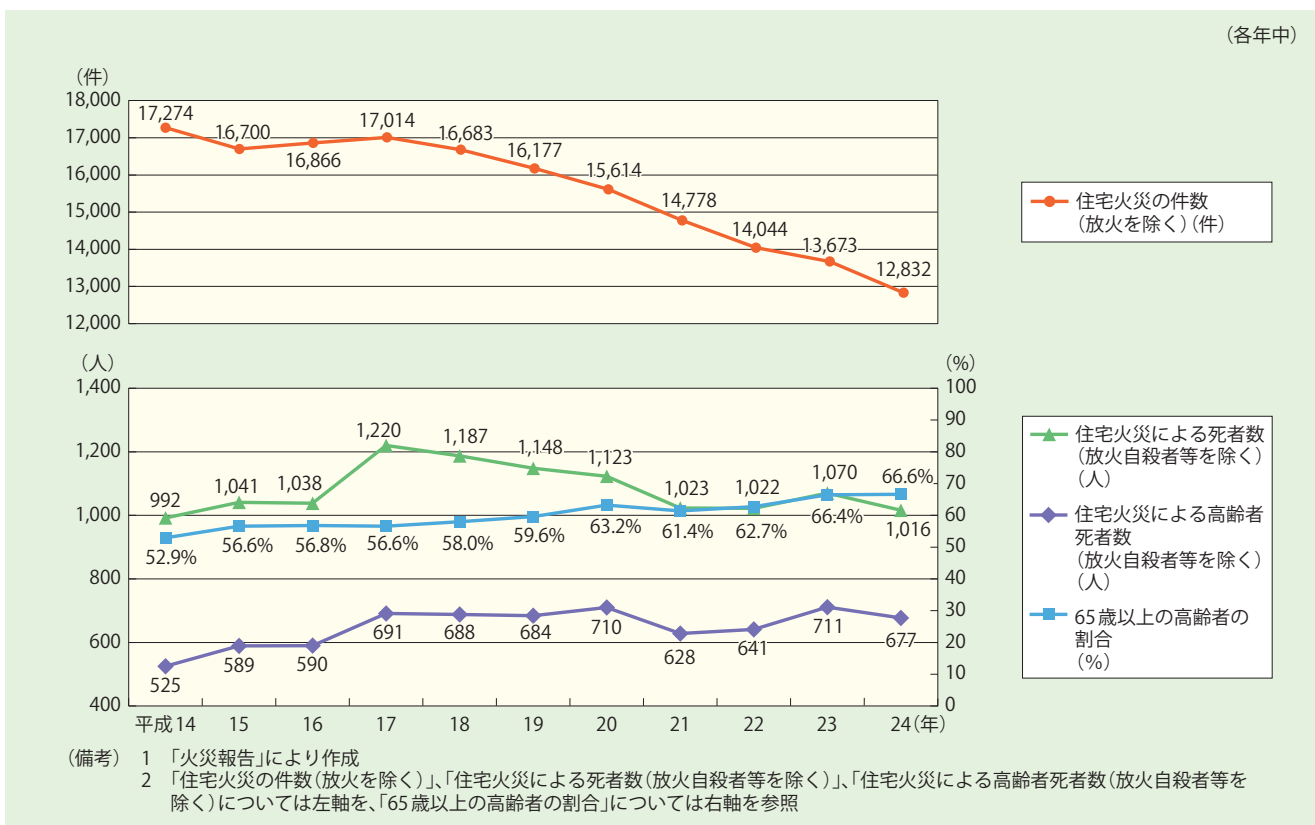
平成16年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が、新築住宅については平成18年6月から義務化され、各市町村の条例に基づき、既存住宅についても平成23年6月までに全国すべての市町村において義務化された。平成25年6月1日時点

での住宅用火災警報器の推計設置率は全国で79.8%となっており、平成24年6月1日時点での推計設置率(77.5%)から2.3ポイント上昇している。

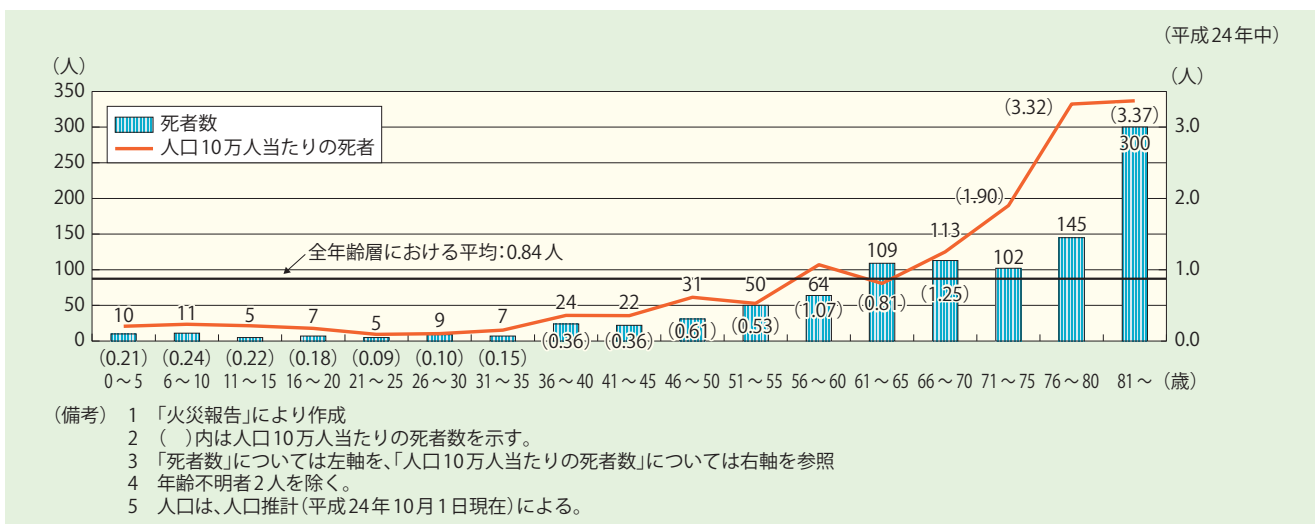
そのような中、平成24年中の住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く)は1,016人であり、前年(1,070人)と比較し54人の減少(5.0%減)で、1,220人を記録した平成17年と比較すると204人の減少となっている。

また、65歳以上の高齢者は677人で、前年に比べ34人(4.8%)の減少となっており、住宅火災によ

第1-1-12図 住宅火災の件数及び死者の推移(放火自殺者等を除く。)



第1-1-13図 住宅火災における年齢階層別死者発生状況(放火自殺者等を除く。)



る死者数（放火自殺者等を除く。）の66.6%を占め、5年連続で6割を超えている（第1-1-12図）。

0.84人に比べ4.0倍となっている（第1-1-13図）。

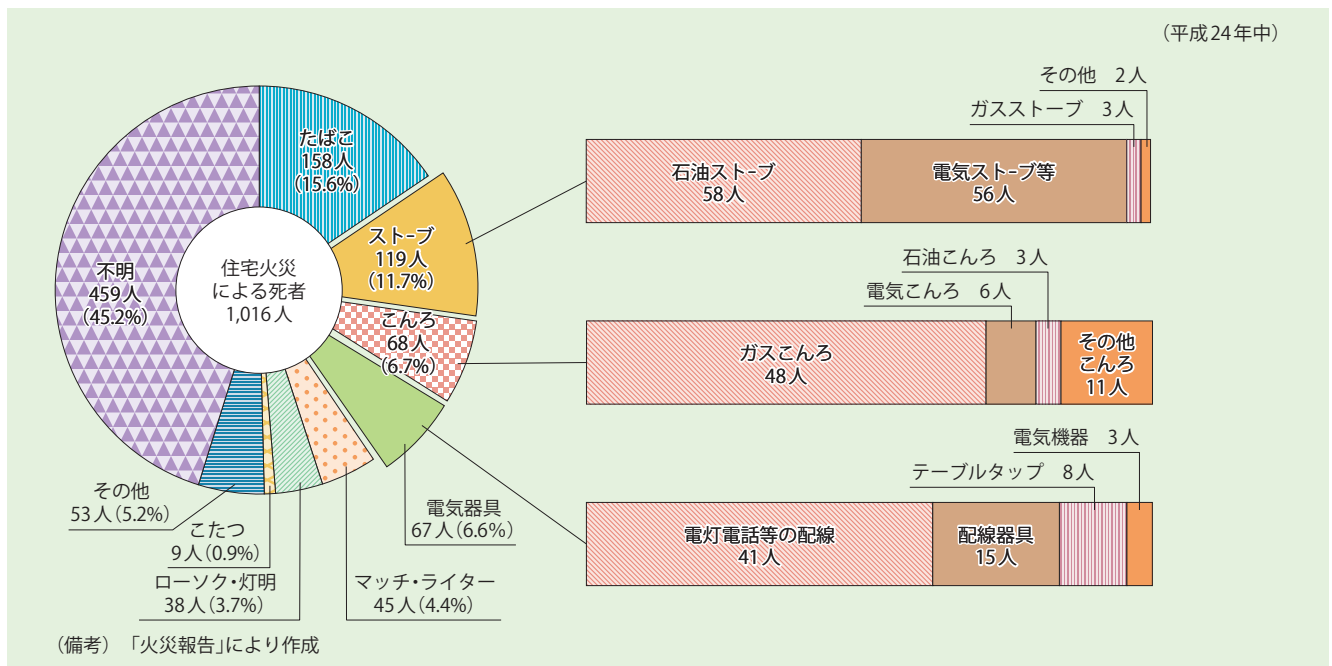
### イ 死者発生は高齢者層で著しく高い

平成24年中の住宅火災による年齢階層別の人口10万人当たりの死者発生数（放火自殺者等を除く。）は、年齢が高くなるに従って著しく増加しており、特に81歳以上の階層では、全年齢階層における平均

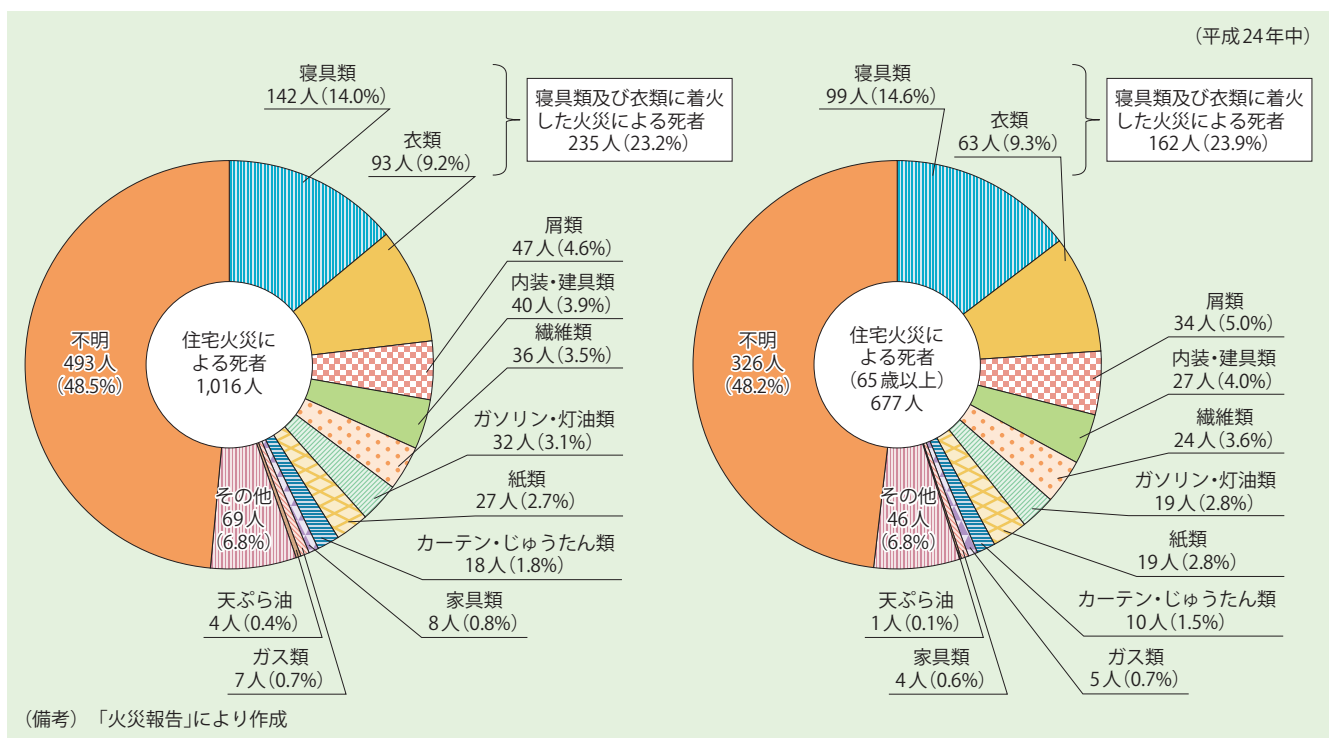
### ウ たばこを発火源とした火災による死者が15.6%

平成24年中の住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）を発火源別にみると、たばこによるものが158人（15.6%）で最も多く、次いでストーブ119人（11.7%）、こんろ68人（6.7%）の順（不明を除く。）となっている（第1-1-14図）。

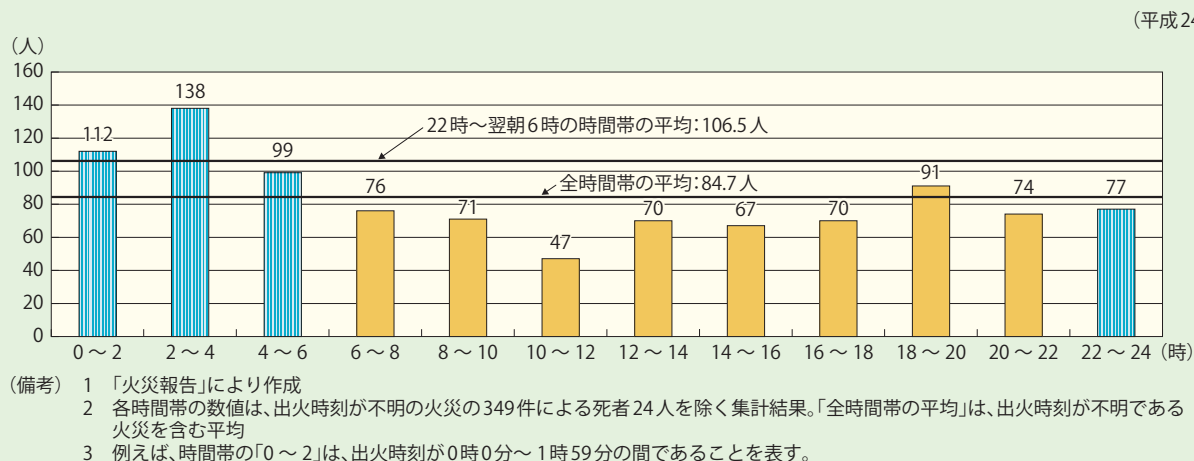
第1-1-14図 住宅火災の発火源別死者数(放火自殺者等を除く。)



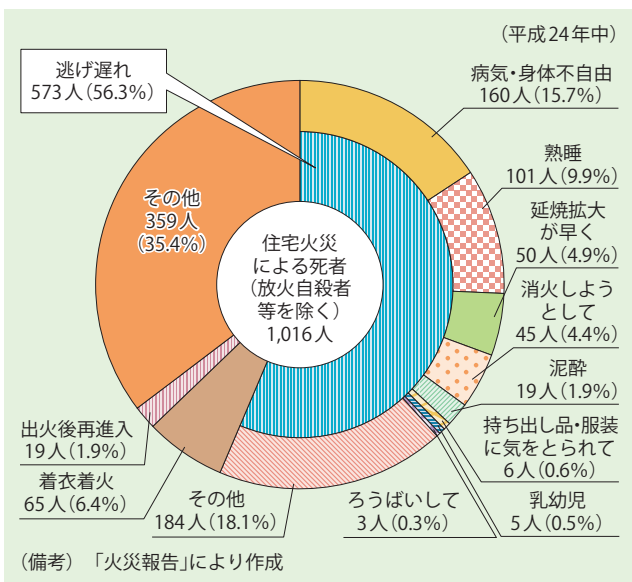
第1-1-15図 住宅火災の着火物別死者数(放火自殺者等を除く。)



第1-1-16図 時間帯別住宅火災の死者(放火自殺者等を除く。)発生状況



第1-1-17図 住宅火災の死に至った経過別死者発生状況(放火自殺者等を除く。)



## エ 寝具類に着火した火災での死者が多い

平成24年中の住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)を着火物(発火源から最初に着火した物)別にみると、寝具類に着火した火災による死者が142人(14.0%)で最も多く、次いで衣類93人(9.2%)、屑類47人(4.6%)の順(不明を除く。)となっている(第1-1-15図)。

## オ 22時から翌朝6時までの時間帯で多くの死者が発生

平成24年中の時間帯別の住宅火災の死者(放火自殺者等を除く。)を時間帯別にみると、22時から翌朝6時までの時間帯の平均は106.5人で、全時間帯の平均84.7人の1.26倍となっている(第1-1-16図、附属資料Ⅱ-17)。

## カ 逃げ遅れによる死者が56.3%と最も多い

平成24年中の住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)を死に至った経過の発生状況別にみると、逃げ遅れが573人(全体の56.3%)と最も多くなっている(第1-1-17図)。

## 3 火災による損害額

消防本部(消防本部を設置していない場合は市町村)は、火災原因の調査に合わせて火災の損害についても調査を行っており、その調査結果から、損害額を算定している。

火災による損害額は3,080億円を記録した平成7年(1995年)以降おおむね減少傾向が続いており、平成24年中の損害額は897億円で、前年(1,128億円)に比べ231億円(20.5%)減少した。また、火災1件当たりでも203.0万円となっており、前年(225.6万円)に比べ22.6万円(10.0%)減少している(第1-1-18図)。

これを出火原因別でみると、こんろによる損害額が7,388百万円と最も多く、次いでたばこ5,623百万円、ストーブ5,468百万円の順となっている(第1-1-19図)。

火災による損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く全体の91.9%を占めている(第1-1-1表)。

## 4 出火原因

平成24年中の総出火件数4万4,189件のうち、失火による火災は2万9,047件(全体の65.7%)であり、失火の多くは火気の取扱いの不注意や不始末



から発生している（第1-1-20図）。

また、出火原因別にみると、放火が5,370件で最も多く、次いでたばこが4,212件、こんろが3,959件の順となっている（第1-1-21図）。

**(1) 「放火」による火災が16年連続して第1位**

放火による出火件数は、平成15年以降おおむね減少傾向が続いているが、平成24年中の放火による出火件数は5,370件で、前年（5,632件）に比べ262件（4.7%）減少しており、全火災（4万4,189件）の12.2%を占め、16年連続して出火原因の第1位となっている。これに放火の疑いを加えると

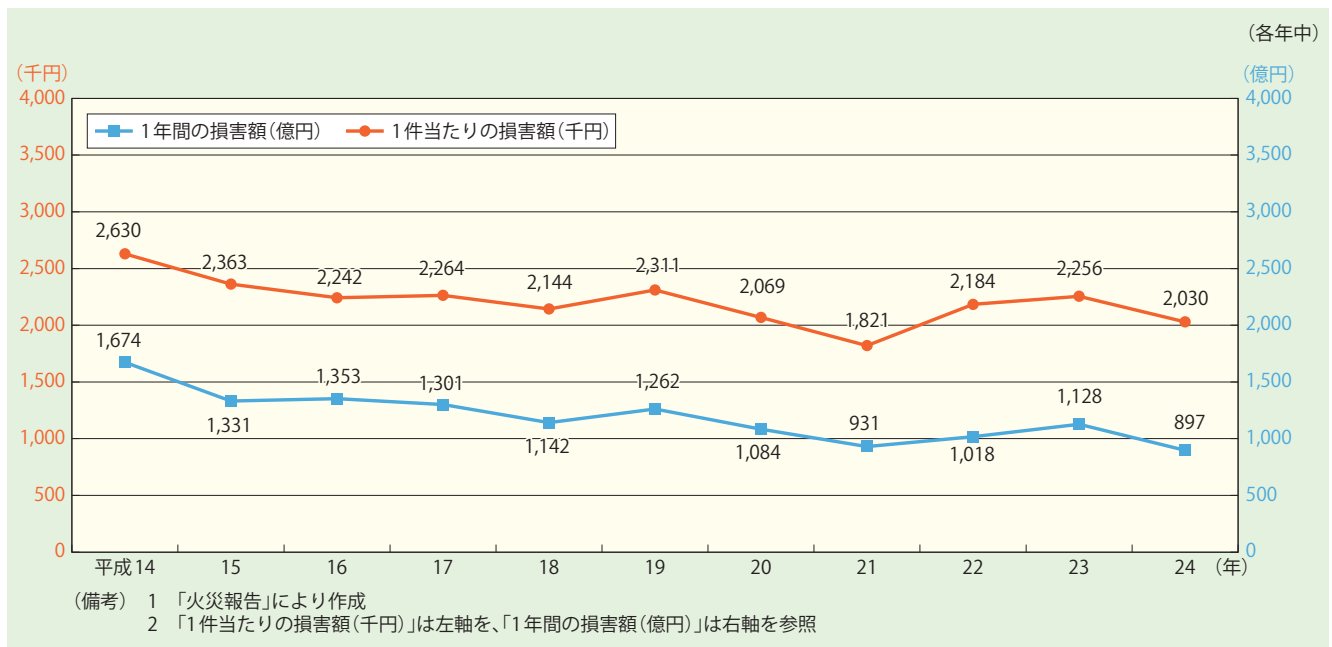
8,590件（全火災の19.4%、対前年度比0.3%増）となる（第1-1-11表、第1-1-21図、第1-1-22図）。

放火による損害額は44億1,810万円で、これに放火の疑いを加えた損害額は81億1,290万円となる（第1-1-11表）。

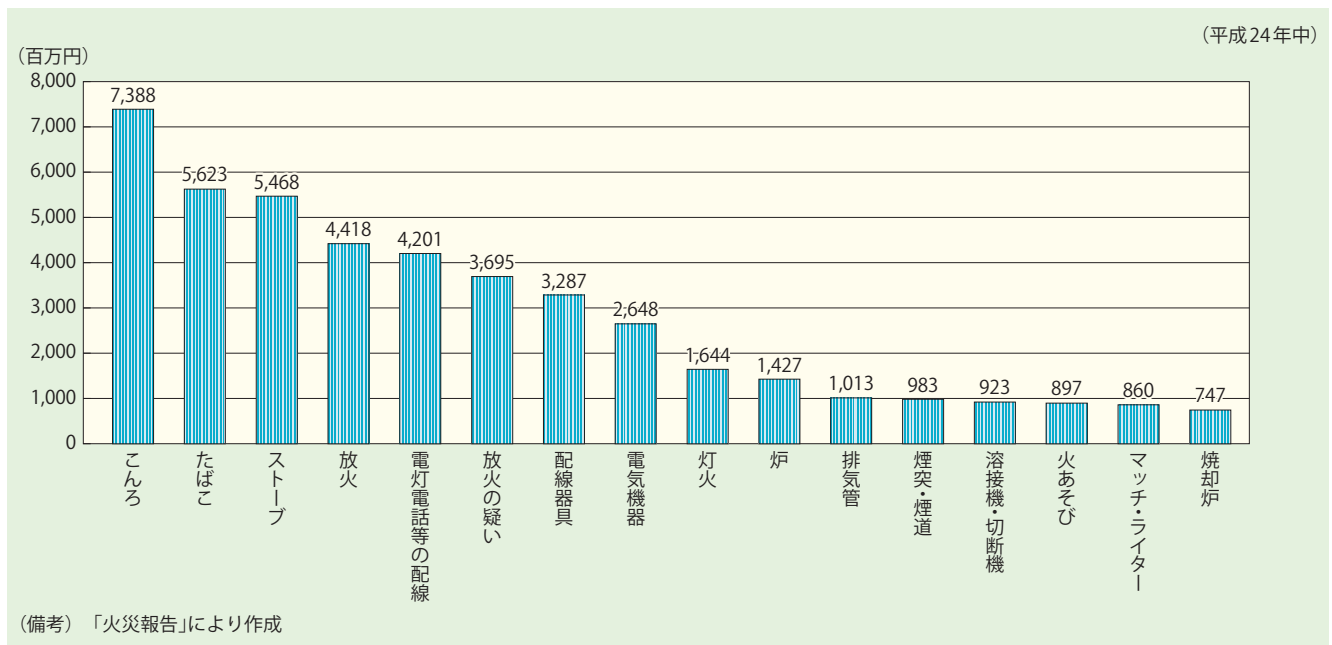
次に、放火及び放火の疑いによる火災を発火源別にみると、ライターによるものが2,636件（全体の30.7%）と最も多くなっている（第1-1-11表）。

また、放火及び放火の疑いによる火災1件当たりの損害額を時間帯別にみると、12時～14時の時間帯で損害額が多くなっている（第1-1-23図、附

**第1-1-18図 火災による損害額の推移**



**第1-1-19図 主な出火原因別の火災による損害額**





属資料Ⅱ-18)。

**(2) 「たばこ」による火災の57.1%は、不適当な場所への放置によるもの**

平成24年中のたばこによる火災は4,212件で、全火災(4万4,189件)の9.5%を占めている(第1-1-13表、第1-1-21図)。

たばこによる火災の主な経過別出火状況を見ると、不適当な場所への放置によるものが2,407件(57.1%)であり、半数以上を占めている。たばこが原因の火災による損害額は、56億2,348万円となっている(第1-1-13表、第1-1-19図)。

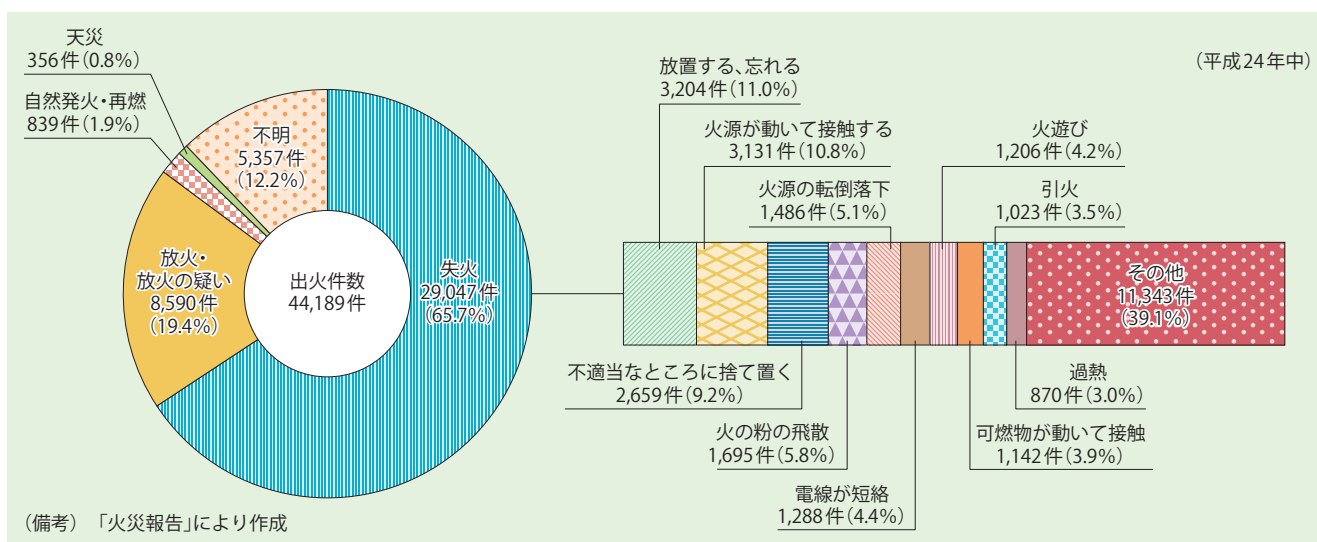
**(3) 「こんろ」による火災の59.1%は消し忘れによるもの**

平成24年中のこんろによる火災は3,959件で、全火災(4万4,189件)の9.0%を占めている。こんろの種類別では、ガスこんろによる火災が最も多く3,476件(87.8%)で、こんろによる火災の大半を占めている。こんろによる火災の主な経過別出火件数をみると、59.1%に当たる2,339件が消し忘れによるものである(第1-1-12表、第1-1-21図)。

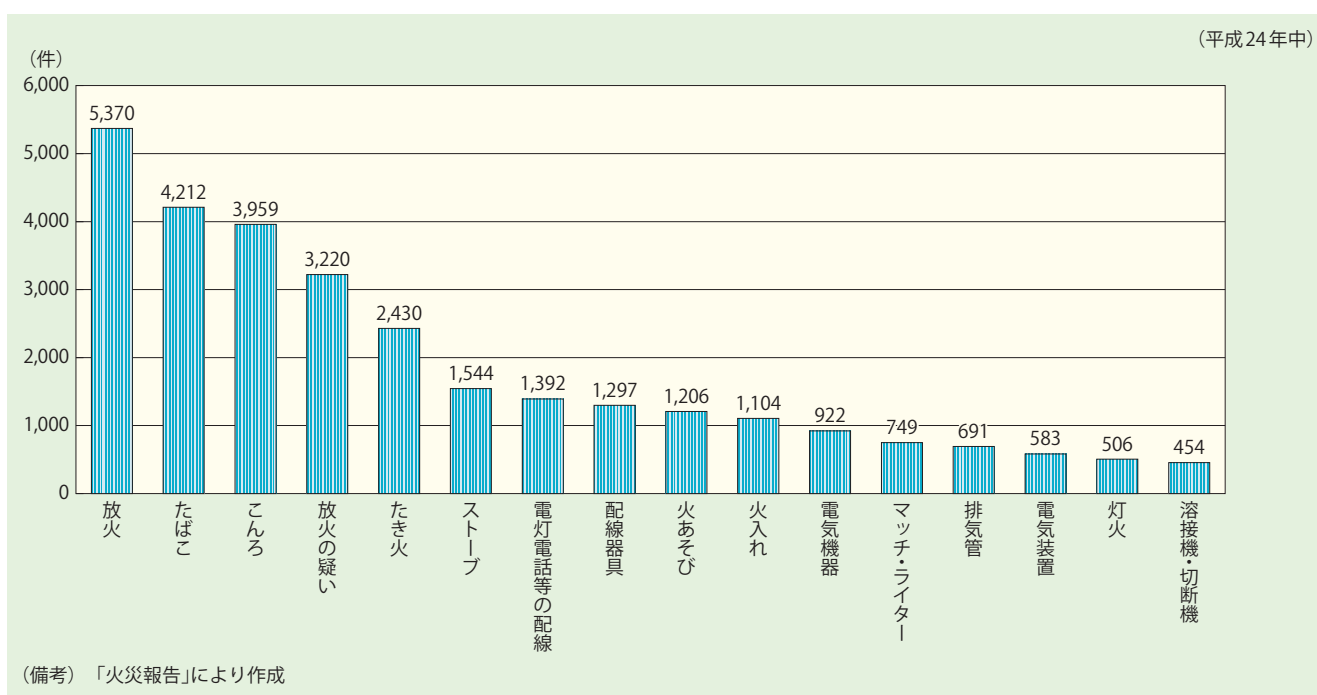
**(4) 着火物は前年と同様「枯草」が第1位**

平成24年中の全火災の着火物別出火件数は枯草

第1-1-20図 失火による出火件数



第1-1-21図 主な出火原因別の出火件数



第1-1-11表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

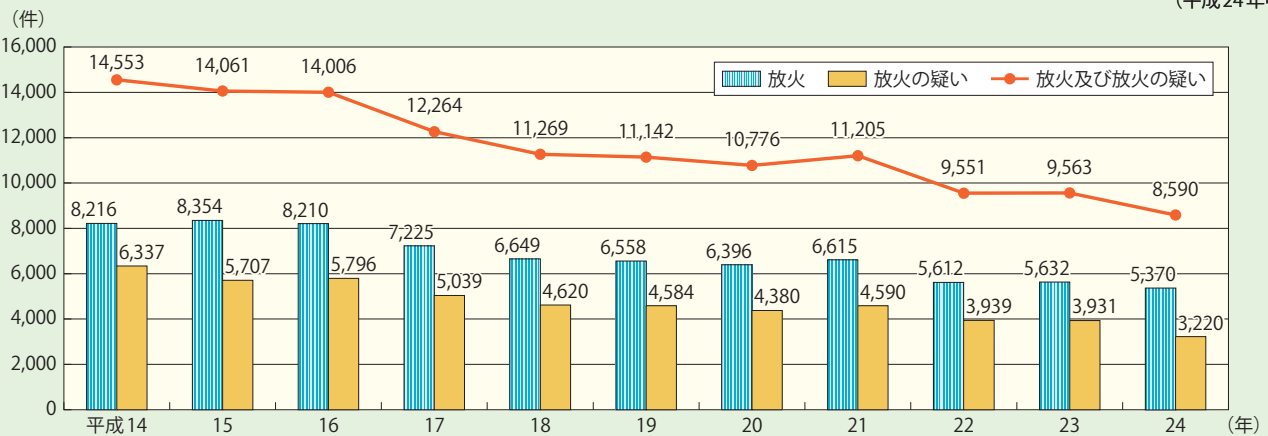
(各年中)

区 分	放火			放火の疑い			放火と放火の疑いの合計		
	平成23年	平成24年	増減数	平成23年	平成24年	増減数	平成23年	平成24年	増減数
出 火 件 数 (件)	5,632	5,370	△262	3,931	3,220	△711	9,563	8,590	△973
建 物 火 災	2,535	2,508	△27	1,503	1,319	△184	4,038	3,827	△211
車 両 火 災	440	408	△32	290	216	△74	730	624	△106
林 野 火 災	44	30	△14	131	107	△24	175	137	△38
船 舶 火 災	2	1	△1	4	1	△3	6	2	△4
航 空 機 火 災	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 火 災	2,611	2,423	△188	2,003	1,577	△426	4,614	4,000	△614
主な発火源別出火件数 (件)									
ライターによるもの	2,033	1,949	△84	886	687	△199	2,919	2,636	△283
マッチによるもの	262	222	△40	59	56	△3	321	278	△43
その他のたばことマッチ	268	247	△21	300	223	△77	568	470	△98
建物焼損床面積 (m <sup>2</sup> )	53,591	58,352	4,761	55,779	52,571	△3,208	109,370	110,923	1,553
建物焼損表面積 (m <sup>2</sup> )	8,288	5,547	△2,741	5,658	7,553	1,895	13,946	13,100	△846
林野焼損面積 (a)	12,602	99	△12,503	4,706	1,428	△3,278	17,308	1,527	△15,781
損 害 額 (万円)	390,480	441,810	51,330	330,585	369,480	38,895	721,065	811,290	90,225

(備考) 1 「火災報告」により作成  
2 「その他のたばことマッチ」は、出火原因が、たばこ、マッチ又はライターと判定できるが、そのいずれかに確定できない場合をいう。

第1-1-22図 放火及び放火の疑いによる火災件数の推移

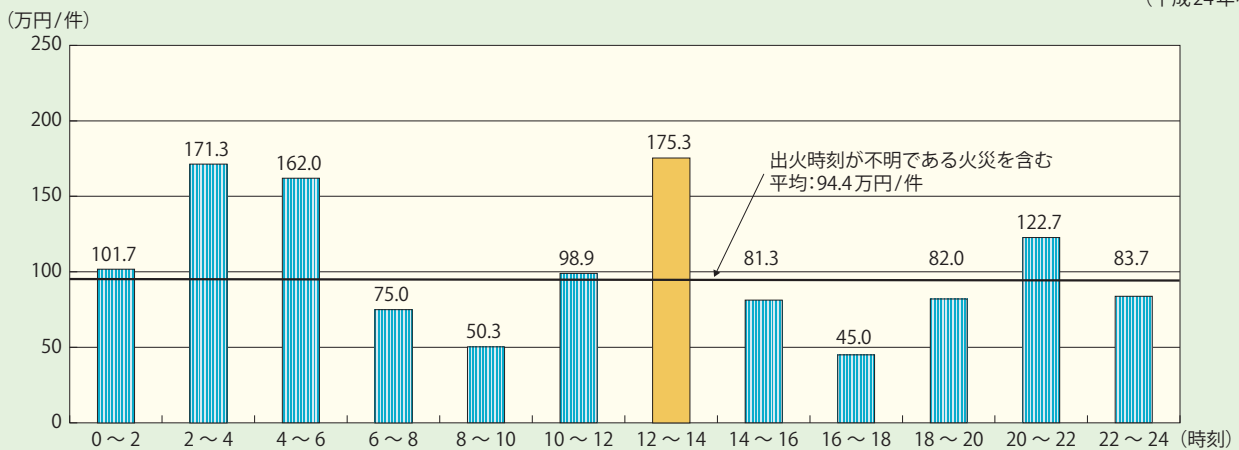
(平成24年中)



(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-23図 放火及び放火の疑いによる時間帯別火災1件あたりの損害額

(平成24年中)



(備考) 1 「火災報告」により作成  
2 「各時間帯の数値は、出火時刻が不明の火災1,013件による損害額7,517.8万円を除く集計結果。「全時間帯の平均」は、出火時刻が不明である火災を含む平均  
3 例えば、時間帯の「0～2」は、出火時刻が0時0分～1時59分の間であることを表す。

が5,210件と全体の11.8%を占め、最も多くなっている（第1-1-14表）。

## 5 火災種別ごとの状況

### (1) 建物火災

平成24年中の建物火災の出火件数は2万5,583件で、このうち、放火を除く件数は、2万3,075件となっている（第1-1-1表、第1-1-11表）。

第1-1-12表 こんろによる火災の損害状況

(各年中)

区 分	こんろ		
	平成23年	平成24年	増減数
出 火 件 数 (件)	4,178	3,959	△219
建 物 火 災	4,105	3,888	△217
車 両 火 災	36	35	△1
林 野 火 災	1	2	1
船 舶 火 災	1	2	1
航 空 機 火 災	0	0	0
そ の 他 の 火 災	35	32	△3
主なこんろ種類別出火件数 (件)			
ガ ス こ ん ろ	3,733	3,476	△257
電 気 こ ん ろ	315	310	△5
石 油 こ ん ろ	27	34	7
ま き ・ 炭 ・ 石 炭 こ ん ろ	98	131	33
主な経過別出火件数 (件)			
消 し 忘 れ	2,478	2,339	△139
過 熱	390	326	△64
可 燃 物 の 接 触	215	250	35
建 物 焼 損 床 面 積 (m <sup>2</sup> )	61,160	54,521	△6,639
建 物 焼 損 表 面 積 (m <sup>2</sup> )	8,764	8,500	△264
損 害 額 (万円)	506,538	738,752	232,214

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-14表 主な着火物別出火件数

(各年中)

着火物	平成23年		平成24年		出火件数の増減数
	出火件数 (件)	総出火件数に占める割合 (%)	出火件数 (件)	総出火件数に占める割合 (%)	
枯 草	7,826	15.7	5,210	11.8	△2,616
合 成 樹 脂 ・ 成 型 品	3,262	6.5	3,138	7.1	△124
動 植 物 油 類	2,609	5.2	2,440	5.5	△169
袋 ・ 紙 製 品	2,377	4.8	2,285	5.2	△92
寝 具 類	1,859	3.7	1,811	4.1	△48
ごみ屑(建築物等収容物)	1,837	3.7	1,622	3.7	△215
衣 類	1,430	2.9	1,368	3.1	△62
ごみ類(山林その他)	1,429	2.9	1,273	2.9	△156
織 維 製 品	1,164	2.7	1,171	2.6	7
紙 屑 ・ わ ら 屑	1,207	2.4	1,091	2.5	△116

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 平成24年中の着火物別出火件数の上位10番目までを表示した。

### ア 建物火災は1日に70件、21分に1件の割合

平成24年中の建物火災の1日当たりの出火件数は70件で、21分に1件の割合で出火していることになる（第1-1-2表）。

また、月別の出火件数をみると、1月から4月まで及び12月に多く、全体の47.9%を占めている（第1-1-24図）。

### イ 住宅における火災が建物火災の55.3%

平成24年中の建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、住宅火災が最も多く、全体の

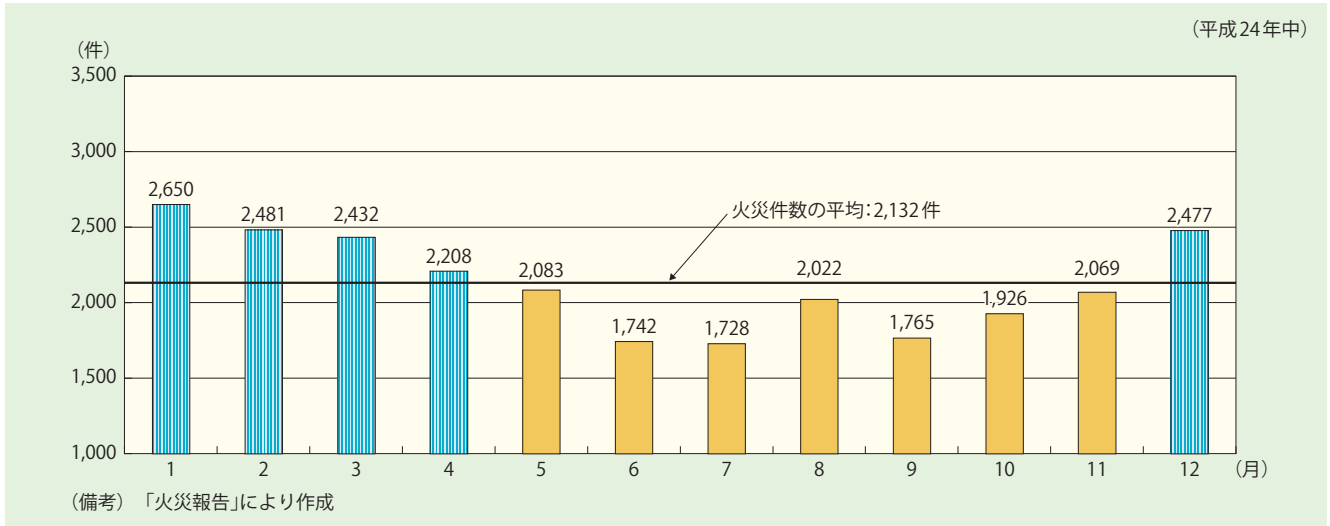
第1-1-13表 たばこによる火災の損害状況

(各年中)

区 分	たばこ		
	平成23年	平成24年	増減数
出 火 件 数 (件)	4,752	4,212	△540
建 物 火 災	2,759	2,583	△176
車 両 火 災	197	165	△32
林 野 火 災	147	71	△76
船 舶 火 災	2	1	△1
航 空 機 火 災	0	0	0
そ の 他 の 火 災	1,647	1,392	△255
主な経過別出火件数 (件)			
不適当な場所への放置	2,773	2,407	△366
火源の転倒・落下	890	926	36
消したはずのものが再燃	223	172	△51
建 物 焼 損 床 面 積 (m <sup>2</sup> )	73,576	69,017	△4,559
建 物 焼 損 表 面 積 (m <sup>2</sup> )	11,065	9,076	△1,989
林 野 焼 損 面 積 (a)	3,635	1,940	△1,695
損 害 額 (万円)	692,337	562,348	△129,989

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-24図 建物火災の月別火災件数



55.3%を占めている (第1-1-25図、附属資料II-20)。

また、建物火災のうち、放火を除く住宅火災の件数は、1万2,832件となっている (第1-1-12図)。

ウ 建物火災の41.6%が木造建物

平成24年中の建物火災を火元建物の構造別にみると、木造建物が最も多く、建物火災の41.6%を占めている。

また、火元建物以外の別棟に延焼した火災件数の割合 (延焼率) を火元建物の構造別にみると、木造が最も高く、30.6%になっている。(その他・不明を除く。)

また、火元建物の構造別に火災1件当たりの焼損床面積をみると、木造は69.0m<sup>2</sup>であり、全建物火災の平均44.5m<sup>2</sup>の約1.6倍となっている (第1-1-15表)。

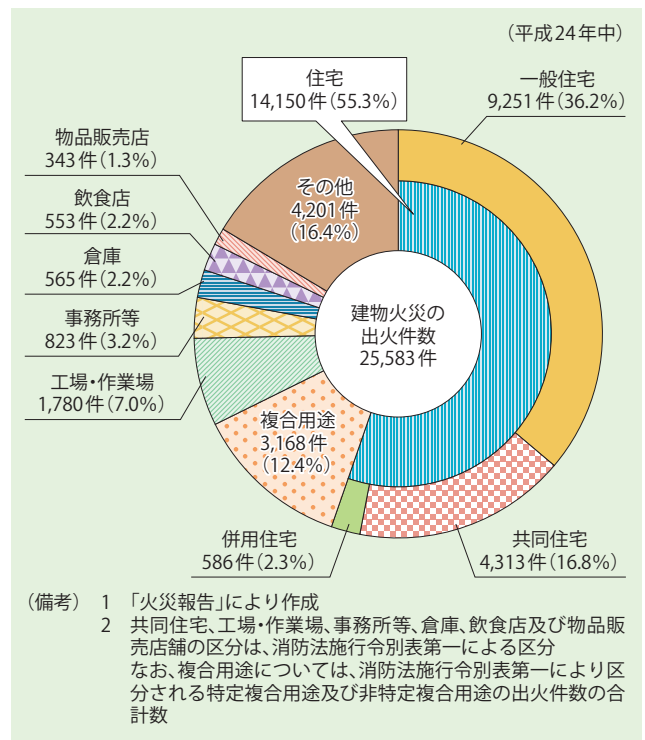
エ 建物火災の過半数は小火災

平成24年中の建物火災の出火件数を損害額及び焼損床面積の段階別にみると、損害額では1件の火災につき10万円未満の出火件数が1万3,821件であり、全体の54.0%を占めている。また、焼損床面積50m<sup>2</sup>未満の出火件数が2万189件で全体の78.9%を占めており、建物火災の多くは早い段階で消し止められている (第1-1-16表)。

オ 建物火災はこんろの消し忘れ、たばこの不始末、放火によるものが多い

平成24年中の建物火災の主な出火原因は、こん

第1-1-25図 建物火災の火元建物用途別の状況



ろによるものが最も多く、次いでたばこ、放火、ストーブ、放火の疑いの順となっている。

主な経過又は発火源をみると、こんろを出火原因とする火災では、消し忘れによるものが60.0%、たばこを出火原因とする火災では、不適当な場所への放置によるものが40.7%、放火を出火原因とする火災では、ライターによるものが38.3%となっている (第1-1-17表)。

カ 放水した建物火災の60.6%は覚知後10分以内に放水

平成24年中の建物火災における火元建物の放水

開始時間別の焼損状況を見ると、消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った件数は1万2,847件（建物火災の50.2%）となっている。また、覚知から放水開始までの時間が10分以内のものは7,791件（放水した建物火災の60.6%）となっている。

放水した建物火災の1件当たりの建物焼損床面積を昼夜別にみると、夜間における焼損床面積は昼間の焼損床面積を14.3m<sup>2</sup>上回っている。これは、昼間に比べて覚知が遅れがちとなるため、消防機関が現地に到着したときは既に火災が拡大していること等の理由によるものと考えられる（第1-1-18表）。

**キ 建物火災の約4割は放水開始後30分以内に鎮火**

平成24年中の消防隊が放水した建物火災について、鎮火所要時間別の件数をみると、放水開始後30分以内に鎮火した件数は4,580件で、放水した建物火災の35.7%を占めている。また、このうち11分から20分までに鎮火したものが1,540件で最も多くなっている（第1-1-26図）。

**(2) 林野火災**

平成24年中の林野火災の出火件数は1,178件で、前年に比べ915件（43.7%）減少している。焼損面積は372haで、前年に比べ1,699ha（82.0%）減少している。損害額は1億9,029万円で、前年に比べ8億2,677万円（81.3%）減少している。また、林野火災による死者数は9人で、前年に比べ10人

第1-1-16表

建物火災の損害額及び焼損床面積の段階別出火件数

（平成24年中）

損害額 (万円)	出火件数 (件)	焼損床面積 (m <sup>2</sup> )	出火件数 (件)
10未満	13,821	50未満	20,189
10以上 50未満	3,067	50以上 100未満	1,851
50以上 100未満	1,304	100以上 200未満	2,030
100以上 500未満	3,870	200以上 300未満	797
500以上 1,000未満	1,571	300以上 500未満	434
1,000以上 2,000未満	1,111	500以上 1,000未満	209
2,000以上 3,000未満	407	1,000以上 2,000未満	58
3,000以上 5,000未満	251	2,000以上 3,000未満	8
5,000以上	181	3,000以上	7
合計	25,583	合計	25,583

（備考）「火災報告」により作成

第1-1-15表

火元建物の構造別損害状況

（各年中）

年別 構造別	出火件数(件)				平成24年				
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	出火件数(件)	延焼率(%)	延焼件数(件)	1件当たり焼損床面積(m <sup>2</sup> )	1件当たり損害額(千円)
木造	12,883	12,095	11,429	11,339	10,651	30.6%	3,263	69.0	4,004
耐火造	7,898	7,605	7,447	7,023	6,901	3.0%	210	8.2	1,264
防火造	3,186	2,822	2,705	2,635	2,502	15.3%	383	28.6	2,615
準耐火木造	447	446	420	388	342	14.9%	51	36.6	3,095
準耐火非木造	3,292	3,035	2,882	2,972	2,769	11.2%	310	46.3	5,166
その他・不明	2,347	2,369	2,254	2,438	2,418	32.1%	777	55.1	3,763
建物全体	30,053	28,372	27,137	26,795	25,583	19.5%	4,994	44.5	3,220

（備考） 1 「火災報告」により作成  
2 延焼件数は、火元建物以外の別棟に延焼した火災件数  
3 延焼率は、火元建物以外の別棟に延焼した火災件数の割合

第1-1-17表

建物火災の主な出火原因と経過

（平成24年中）

主な出火原因	こんろ		たばこ		放火		ストーブ		放火の疑い		配線器具		電灯電話等の配線		電気機器		灯火		たき火	
	3,888件 (15.2%)	2,583件 (10.1%)	2,508件 (9.8%)	1,508件 (5.9%)	1,319件 (5.2%)	1,117件 (4.4%)	1,036件 (4.0%)	717件 (2.8%)	485件 (1.9%)	425件 (1.7%)										
主な経過 又は発火源	放置する、 忘れる	2,334	不適当な場所 への放置	1,052	ライター	961	可燃物の 接触・落下	510	ライター	311	短絡	321	金属の接触部 が過熱	489	短絡	119	火源が 接触・落下	222	ライター	237
	過熱する	321	火源の 転倒・落下	948	その他の たばこマッチ	116	引火・ ふく射	335	その他の たばこマッチ	67	半断線	220	スパーク	132	絶縁劣化	59	可燃物の 接触・落下	116	マッチ	60
	引火・ ふく射	271	消したはずの ものが再燃	141	マッチ	114	使用方法 の誤り	94	マッチ	23	金属の接触部 が過熱	178	短絡	87	スパーク	57	放置する、 忘れる	48	火の ついた紙	24
	その他	962	その他	442	その他	1,317	その他	569	その他	918	その他	398	その他	328	その他	482	その他	99	その他	104

（備考） 1 「火災報告」により作成  
2 ( )内は建物火災件数25,583件に対する割合(%)  
3 「その他のたばこマッチ」は、出火原因が、たばこ、マッチ又はライターと判別できるが、そのいずれかに確定できない場合をいう。  
4 「可燃物の接触・落下」については、「可燃物の接触」と「可燃物の落下」を足したものの合計  
5 「火源が接触・落下」については、「火源が接触」と「火源が落下」を足したものの合計



第1-1-18表 建物火災の放水開始時間別焼損状況

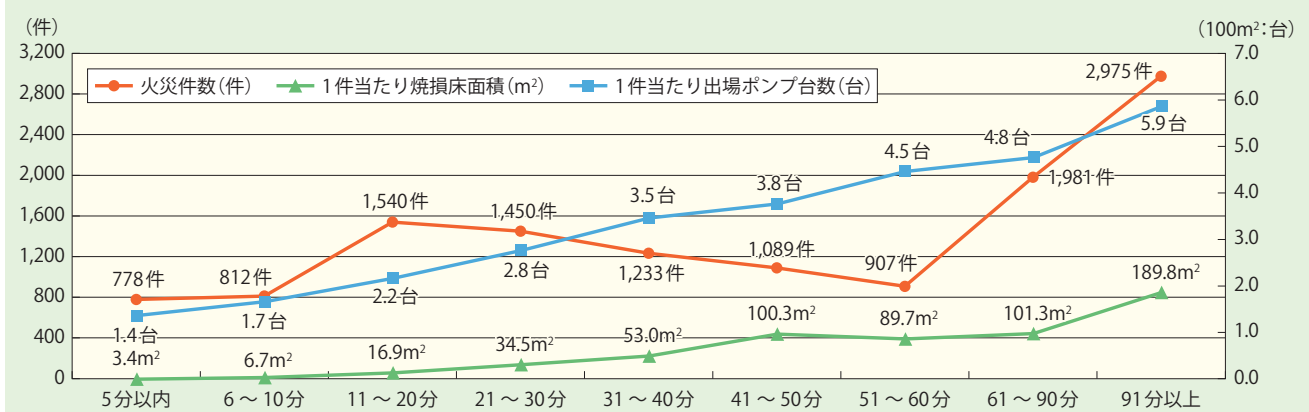
(平成24年中)

覚知から 放水開始まで	区分 昼夜別	出火件数 (件)			1件当たりの 焼損床面積(m <sup>2</sup> )			1件当たりの 焼損表面積(m <sup>2</sup> )			1件当たりの 放水ポンプ台数(台)			延焼率 (%)
		昼	夜	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜		
													夜	
放水した 建物火災	5分以内	1,397	839	558	54.7	49.9	62.0	8.8	8.8	5.8	3.2	3.1	3.3	31.3%
	5分を超え 10分以内	6,394	3,801	2,593	86.7	85.6	88.2	9.0	8.9	6.2	3.9	3.9	4.0	35.2%
	10分を超え 15分以内	3,576	2,007	1,569	96.7	87.4	108.6	7.9	8.3	5.7	4.0	3.9	4.2	36.4%
	15分を超え 20分以内	910	429	481	132.2	120.2	142.9	6.9	7.3	7.3	4.0	3.9	4.1	35.6%
	20分を超えるもの	570	276	294	100.6	76.6	123.0	10.7	14.1	8.1	3.4	3.4	3.4	30.4%
	放水した建物火災全体	12,847	7,352	5,495	89.8	83.7	98.0	8.6	8.8	6.2	3.9	3.8	4.0	34.9%
全建物火災(放水しなかった火災を含む)	25,583	14,346	11,237	45.7	43.3	48.8	4.6	4.8	3.4	1.9	1.9	2.0	19.5%	

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-26図 建物火災の鎮火所要時間別1件当たり焼損状況

(平成24年中)



(備考) 1 「火災報告」により作成

2 「鎮火所要時間」とは、消防隊が放水を開始してから、現場の最高指揮者が再燃のおそれがないと決定するまでに要した時間をいう。

3 「1件当たり焼損床面積」及び「1件当たり出場ポンプ台数」は鎮火所要時間により整理している。

4 「火災件数」については左軸を、「1件当たり損害床面積」、「1件当たりポンプ台数」については右軸を参照

第1-1-19表 林野火災の状況

	平成23年	平成24年	増減数	増減率
出火件数 (件)	2,093	1,178	△915	△43.7%
焼損面積 (a)	207,093	37,187	△169,906	△82.0%
損害額 (千円)	1,017,060	190,288	△826,772	△81.3%
死者数 (人)	19	9	△10	△52.6%

(備考) 「火災報告」により作成

(52.6%) 減少している (第1-1-19表)。

林野火災の出火件数を月別にみると、平成24年中は4月に最も多く発生しており、次いで1月、5月と、空気の乾燥している時期に多くなっている (第1-1-27図)。

林野火災の出火件数を焼損面積の段階別にみると、焼損面積が10ha未満の林野火災の出火件数は1,175件で、全体の99.7%を占めている (第1-1-20表)。

林野火災を出火原因別にみると、たき火によるも

のが332件で全体の28.2%を占め最も多く、次いで、火入れ\*<sup>2</sup>、放火(放火の疑いを含む。)の順となっている (第1-1-21表)。

### (3) 車両火災

平成24年中の車両火災の出火件数は4,549件で、前年に比べ580件(11.3%)減少し、死者数は129人(放火自殺者等60人を含む。)で、前年に比べ16人(11.0%)減少している。

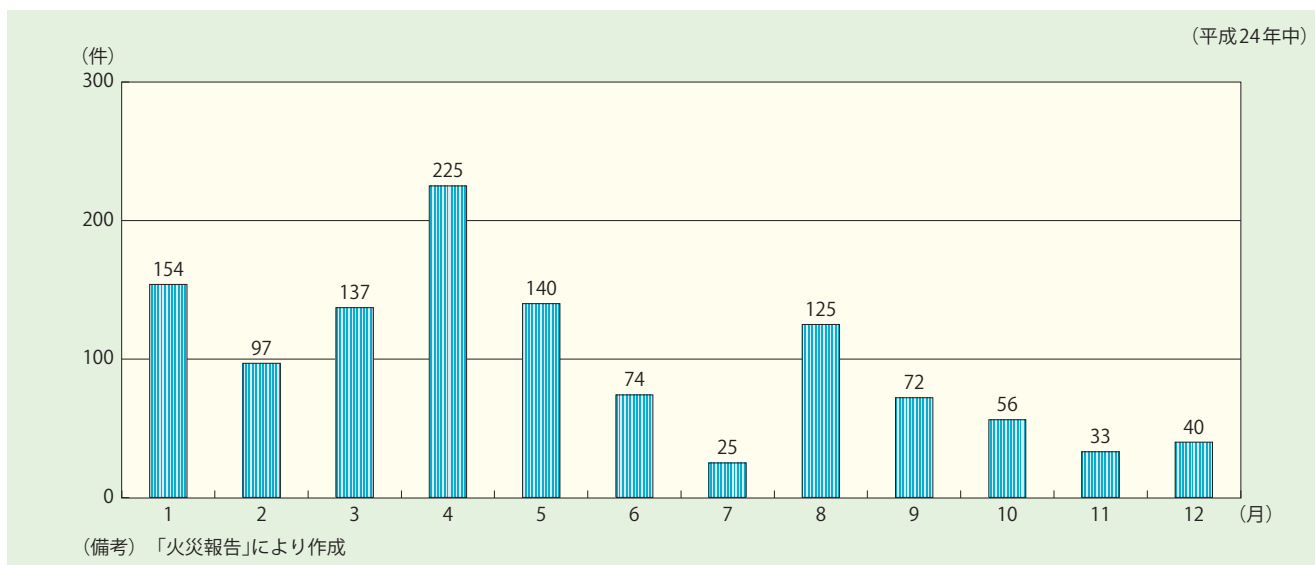
また、車両火災による損害額(車両火災以外の火災種別に分類している車両被害は除く。)は21億3,506万円で、前年に比べ1億925万円(4.9%)減少している (第1-1-22表)。

出火原因は、放火(放火の疑いを含む。)、排気管がそれぞれ624件(全体の13.7%)と最も多くなっている (第1-1-23表)。

\*2 火入れ：土地の利用上、その土地の上にある立木竹、草その他の堆積物等を面的に焼却する行為



第1-1-27図 林野火災の月別出火件数



第1-1-20表 林野火災の焼損面積段階別損害状況

(平成24年中)

区分	焼損面積	10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 40ha未満	40ha以上 50ha未満	50ha以上	計
出火件数 (件)		1,175	1	0	0	1	1	1,178
焼損面積 (a)		15,659	1,520	0	0	4,375	15,633	37,187
損害額 (千円)		189,898	390	0	0	0	0	190,288

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-21表 林野火災の主な出火原因と経過

(平成24年中)

主な出火原因	たき火		火入れ		放火 (放火の疑いを含む)		たばこ	火あそび	その他 (不明・調査中を含む)	林野火災 件数
	332件(28.2%)		171件(14.5%)		137件(11.6%)		71件(6.0%)	61件(5.2%)	406件(34.5%)	
主な経過 又は発火源	接触	159	接触	104	ライター	23	投げ捨て	57		1,178件
	飛び火	105	飛び火	41	その他の たばことマッチ	9	接触	3		
	放置する、 忘れる	21	消火不十分	5	火のついた紙	2	再燃	2		
	その他	47	その他	21	その他	103	その他	9		

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-22表 車両火災の状況

	平成23年	平成24年	増減数
出火件数 (件)	5,129	4,549	△580
死者数 (人)	145	129	△16
(うち放火自殺者等)	(87)	(60)	△27
負傷者数 (人)	293	236	△57
損害額 (万円)	224,431	213,506	△10,925

(備考) 「火災報告」により作成

また、船舶火災による損害額（船舶火災以外の火災種別に分類している船舶被害は除く。）は4億1,489万円で、前年に比べ9,818万円増加している（第1-1-24表）。

出火原因別では、溶接機・切断機によるものが7件（全体の8.0%）と最も多く、次いで、電気装置によるもの、配線器具によるもの、交通機関内配線がそれぞれ6件（同6.9%）の順となっている。

#### (4) 船舶火災

平成24年中の船舶火災の出火件数は87件で、前年に比べ3件（3.3%）減少し、死者数は4人で、前年に比べ2人増加している。

#### (5) 航空機火災

平成24年中の航空機火災の出火件数は1件で、前年に比べ3件（75.0%）減少し、死者はなく、前年に比べ3人減少している。

また、航空機火災による損害額（航空機火災以外の火災種別に分類している航空機被害は除く。）は11万円で、前年に比べ2億2,681万円減少している（第1-1-25表）。

理のための各種取組を展開している（平成25年6月1日時点での全国の設置率は79.8%となっている）。

## 火災予防行政の現況

### 1 住宅防火対策の現況

平成24年中の放火を除いた住宅火災の件数（1万2,832件）は、建物火災の件数（2万3,075件）の約6割となっている。また、放火自殺者等を除く住宅火災による死者数（1,016人）は、建物火災による死者数（1,168人）の約9割となっており、過去10年以上この傾向で推移している。

さらに、住宅火災による死者の6割以上が65歳以上の高齢者となっている。

平成16年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が既存住宅を含めて平成23年6月1日までにすべての市町村で義務化された。消防庁では「住宅用火災警報器設置対策会議」を開催し、同会議において決定された基本方針を踏まえ、全国の消防本部等において、消防団、婦人（女性）防火クラブ及び自主防災組織等と協力して、設置徹底及び維持管

## 2 防火対象物

消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物については、その用途や規模等に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等<sup>\*3</sup>の設置、防災物品の使用などを義務付けている。

平成25年3月31日現在、全国の防火対象物数（「防火対象物実態等調査」（上記消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、（一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物で延べ面積150m<sup>2</sup>以上のもの及び（十七）項から（十九）項までに掲げる防火対象物が対象。）による数。以下同じ。）は、396万3,627件である。

また、21大都市（東京都特別区及び政令指定都市）の防火対象物数は、109万2,590件で、全国の防火対象物の27.6%を占めている。特に都市部に集中しているものは地下街（全国の88.9%）、準地下街（同85.7%）、性風俗特殊営業店舗等（同50.7%）などである（第1-1-26表）。

第1-1-23表 車両火災の主な出火原因と経過

（平成24年中）

主な出火原因	放火 (放火の疑いを含む)		排気管		交通機関内配線		たばこ		マッチ・ライター		その他 (不明・調査中を含む)	車両火災 件数
	624件(13.7%)		624件(13.7%)		452件(9.9%)		165件(3.6%)		126件(2.8%)			
主な経過 又は発火源	ライター	202	着火物が漏えいする	164	電線が短絡する	139	投げ捨て	68	意図なしにスイッチが入る	41	-	4,549件
	その他のたばこマッチ	41	高温物が触れる	118	スパークする	58	火源転倒落下	56	引火する	34		
	火のついた紙	19	可燃物が火源に触れる	93	衝突により発火	49	火源が動いて接触する	12	火源が動いて接触する	9		
	その他	362	その他	249	その他	206	その他	29	その他	42		

（備考）「火災報告」により作成

第1-1-24表 船舶火災の状況

	平成23年	平成24年	増減数
出火件数 (件)	90	87	△3
死者数 (人)	2	4	2
負傷者数 (人)	18	26	8
損害額 (万円)	31,671	41,489	9,818

（備考）1 「火災報告」により作成

2 端数処理をしているため、各数値の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

第1-1-25表 航空機火災の状況

	平成23年	平成24年	増減数
出火件数 (件)	4	1	△3
死者数 (人)	3	0	△3
負傷者数 (人)	1	0	△1
損害額 (万円)	22,692	11	△22,681

（備考）「火災報告」により作成

\*3 消防用設備等：消火、避難、その他の消防の活動のための設備等（消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、避難器具及び誘導灯等）

### 3 防火管理制度

#### (1) 防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者\*4を選任し、消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた防火管理に係る消防計画\*5の作成等、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。

平成25年3月31日現在、法令により防火管理体制を確立し防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に106万737件あり、そのうち79.5%に当たる84万3,237件について防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届け出されている。しかしながら、21万7,500件の防火対象物は防火管理者が未選任の状況であり、これらの防火対象物の管理権原者に対して、消防機関が指導・命令

を行い、是正に努めている。

また、防火管理者が自らの事業所等の適正な防火管理業務を遂行するために防火管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は77万2,163件で全体の72.8%となっている（第1-1-27表）。

#### (2) 共同防火管理

消防法では、高層建築物（高さ31mを超える建築物）、地下街、準地下街（建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道を合わせたもの）、一定規模以上の特定防火対象物\*6等で、その管理権原が分かれているものについては、共同で防火管理を行うこととしており、各々の管理権原が存する部分ごとに防火管理者を選任して防火管理を実施する一方、建築物全体の防火管理として共同で実施すべき事項について、当該防火対象物の管理権原者のうち主要な者を代表者とする共同防火管理協議会を設け、統括防火管理者の選任、防火対

第1-1-26表 防火対象物数

（平成25年3月31日現在）

防火対象物の区分		全国	21大都市	割合(%)	防火対象物の区分		全国	21大都市	割合(%)
(一)	イ 劇場等	4,387	665	15.2	(九)	イ 特殊浴場	1,625	680	41.8
	ロ 公会堂等	65,841	6,225	9.5		ロ 一般浴場	5,351	1,494	27.9
(二)	イ キャバレー等	1,061	121	11.4	(十)	停車場等	3,935	1,382	35.1
	ロ 遊技場等	11,553	2,142	18.5	(十一)	神社・寺院等	55,629	11,493	20.7
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	229	116	50.7	(十二)	イ 工場等	502,171	72,117	14.4
(三)	ニ カラオケボックス等	2,780	647	23.3	ロ スタジオ	408	131	32.1	
	イ 料理店等	3,862	645	16.7	(十三)	イ 駐車場等	50,326	15,208	30.2
(四)	ロ 飲食店	82,370	16,440	20.0	ロ 航空機格納庫	991	102	10.3	
	百貨店等	152,574	25,593	16.8	(十四)	倉庫	323,713	53,440	16.5
(五)	イ 旅館等	61,184	5,952	9.7	(十五)	事務所等	447,098	105,266	23.5
	ロ 共同住宅等	1,250,299	460,506	36.8	(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	358,879	131,499	36.6
(六)	イ 病院等	64,255	12,206	19.0	ロ 非特定複合用途防火対象物	246,308	115,394	46.8	
	ロ 特別養護老人ホーム等	37,494	6,479	17.3	(十六二)	地下街	63	56	88.9
	ハ 老人デイサービスセンター等	63,334	10,344	16.3	(十六三)	準地下街	7	6	85.7
	ニ 幼稚園等	19,292	4,778	24.8	(十七)	文化財	8,365	1,562	18.7
(七)	学校	129,380	28,582	22.1	(十八)	アーケード	1,424	495	34.8
(八)	図書館等	7,439	824	11.1	(十九)	山林	0	0	—
合計		3,963,627	1,092,590	27.6					

- (備考) 1 「防火対象物実態等調査」(消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、(一)項から(十六の三)項までに掲げる防火対象物で延べ面積150㎡以上のもの及び(十七)項から(十九)項までに掲げる防火対象物が対象。以下同じ。)により作成  
 2 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第一による区分であり、施設の名称はその例示である。以下本節においてことわりのない限り同じ。  
 3 21大都市とは、東京都23区及び20の政令指定都市(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市)をいう。  
 4 東日本大震災の影響により、岩手県陸前高田市消防本部及び福島県双葉地方広域市町村圏組合消防本部のデータは除いた数値により集計している。

- \*4 防火管理者：防火対象物の防火管理に関する講習の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者  
 \*5 防火管理に係る消防計画：防火上必要な事項を定めた計画書であり、防火管理者は当該計画を作成するとともに、本計画に基づいて防火管理業務を遂行するものである。  
 \*6 特定防火対象物：百貨店、飲食店などの多数の者が出入りするものや病院、老人福祉施設、幼稚園など災害時要援護者が利用するもの等の一定の防火対象物

象物全体にわたる防火管理に係る消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施等について協議し、防火対象物全体の防火安全を図ることを各管理権原者に対して義務付けている。平成25年3月31日現在の共同防火管理協議事項の届出率は、70.2%となっている（第1-1-28表）。

しかしながら、現行制度では、統括防火管理者の役割や権限が法令上において明確ではないことなどから、近年、建築物全体の防火管理体制が曖昧な雑居ビル等を中心として、防火管理を一体的・自律的に行う体制が構築できない等の課題が指摘されている。そのため、建築物全体の防火管理業務を行う統

括防火管理者の選任を法律上義務付け、統括防火管理者に各防火管理者への指示権を付与すること等を内容とする消防法の一部を改正する法律が平成24年6月27日に公布（施行日：平成26年4月1日）された。

### (3) 防火対象物定期点検報告制度

火災の発生を防止し、火災による被害を軽減するためには、消防機関のみならず防火対象物の関係者による防火対象物の火災予防上の維持管理及び消防法令への適合が重要である。

そのため、消防法では、一定の用途、構造等を有

第1-1-27表 全国の防火管理実施状況

(平成25年3月31日現在)

防火対象物の区分	項目	防火管理実施義務対象物数	防火管理者を選任している防火対象物数		防火管理に係る消防計画を作成している防火対象物数	
				選任率(%)		作成率(%)
(一)	イ 劇場等	3,247	2,961	91.2	2,825	87.0
	ロ 公会堂等	60,271	47,752	79.2	43,739	72.6
(二)	イ キャバレー等	969	606	62.5	526	54.3
	ロ 遊技場等	10,096	9,213	91.3	8,708	86.3
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	162	123	75.9	116	71.6
	ニ カラオケボックス等	2,608	2,395	91.8	2,281	87.5
(三)	イ 料理店等	3,097	2,649	85.5	2,359	76.2
	ロ 飲食店	74,720	57,485	76.9	51,722	69.2
(四)	百貨店等	99,948	78,079	78.1	72,056	72.1
(五)	イ 旅館等	39,083	36,441	93.2	34,614	88.6
	ロ 共同住宅等	177,974	132,342	74.4	119,926	67.4
(六)	イ 病院等	23,939	21,344	89.2	20,390	85.2
	ロ 特別養護老人ホーム等	28,757	26,978	93.8	26,120	90.8
	ハ 老人デイサービスセンター等	39,959	37,781	94.5	36,541	91.4
	ニ 幼稚園等	12,461	12,017	96.4	11,631	93.3
(七)	学校	44,761	42,855	95.7	41,558	92.8
(八)	図書館等	4,948	4,500	90.9	4,282	86.5
(九)	イ 特殊浴場	1,511	1,348	89.2	1,271	84.1
	ロ 一般浴場	3,339	3,010	90.1	2,741	82.1
(十)	停車場等	761	596	78.3	532	69.9
(十一)	神社・寺院等	24,426	19,193	78.6	17,095	70.0
(十二)	イ 工場等	41,749	35,966	86.1	32,967	79.0
	ロ スタジオ	237	159	67.1	143	60.3
(十三)	イ 駐車場等	1,495	1,125	75.3	1,001	67.0
	ロ 航空機格納庫	74	38	51.4	35	47.3
(十四)	倉庫	9,579	7,421	77.5	6,719	70.1
(十五)	事務所等	97,888	79,362	81.1	72,518	74.1
(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	210,284	149,073 (23,333)	70.9 (11.1)	130,714 (25,876)	62.2 (12.3)
	ロ 非特定複合用途防火対象物	41,085	29,301 (4,178)	71.3 (10.2)	25,969 (4,640)	63.2 (11.3)
(十六の二)	地下街	63	49	77.8	49	77.8
(十七)	文化財	1,246	1,075	86.3	1,015	81.5
合 計		1,060,737	843,237	79.5	772,163	72.8

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成  
 2 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の選任又は防火管理に係る消防計画の作成をしている場合のみ計上する。( )内は、部分的に選任又は作成されている防火対象物の数値である。  
 3 東日本大震災の影響により、岩手県陸前高田市消防本部及び福島県双葉地方広域市町村圏組合消防本部のデータは除いた数値により集計している。



する防火対象物の管理権原者に対して、火災の予防に関して専門的知識を有する者（「防火対象物点検資格者」をいう。）による点検及び点検結果の消防機関への報告を義務付けている。

この防火対象物点検資格者は、消防用設備等の工事等について3年以上の実務経験を有する消防設備士\*7や、防火管理者として3年以上の実務経験を有する者など、火災予防に関し一定の知識を有する者であって、総務大臣の登録を受けた法人が行う講習の課程を修了し、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類の交付を受けた者である。

防火対象物点検資格者は、新しい知識及び技能を習得する必要があるため、5年ごとに再講習を受講することを義務付けられている。

平成25年3月31日現在、防火対象物点検資格者の数は2万6,134人となっている。

また、防火対象物定期点検報告が義務となる防火対象物のうち、管理を開始してから3年間以上継続しているものは当該防火対象物の管理権原者の申請

に基づく消防機関の行う検査により、消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合には、3年間点検・報告の義務が免除される。

なお、防火対象物が、防火対象物点検資格者によって点検基準に適合していると認められた場合は「防火基準点検済証」を、消防機関から消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合は「防火優良認定証」をそれぞれ表示することができる。

## 4 防災管理制度

### (1) 防災管理者

消防法では、切迫する大地震等の危険に対応するため、平成19年6月の消防法改正により、大規模・高層建築物等の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）に対して、地震災害等に対応した防災管理に係る消防計画\*8を作成し、地震発生時に特有な被害事象に関する応急体制や避難の訓

第1-1-28表 全国の共同防火管理実施状況

(平成25年3月31日現在)

防火対象物の区分		項目	防火対象物数	協議事項届出対象物数	届出率(%)
(一)	イ	劇場等	20	16	80.0
	ロ	公会堂等	158	41	25.9
(二)	イ	キャバレー等	60	33	55.0
	ロ	遊技場等	72	51	70.8
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	39	27	69.2
	ニ	カラオケボックス等	19	11	57.9
(三)	イ	料理店等	11	1	9.1
	ロ	飲食店	2,516	1,665	66.2
(四)		百貨店等	804	552	68.7
(五)	イ	旅館等	186	118	63.4
(六)	イ	病院等	212	132	62.3
	ロ	特別養護老人ホーム等	97	60	61.9
	ハ	老人デイサービスセンター等	154	90	58.4
	ニ	幼稚園等	16	5	31.3
(九)	イ	特殊浴場	72	57	79.2
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	56,529	40,081	70.9
	ロ	非特定複合用途防火対象物	8,459	5,868	69.4
(十六の二)		地下街	50	49	98.0
(十六の三)		準地下街	4	3	75.0
		高層建築物	17,136	11,908	69.5
合 計			86,614	60,768	70.2

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成  
2 高層建築物(高さ31メートルを超える建築物)は、消防法施行令別表第一において区分されているものではない。また、高層建築物に該当する防火対象物は、「防火対象物数の区分」中、「高層建築物」の欄に計上  
3 東日本大震災の影響により、岩手県陸前高田市消防本部及び福島県双葉地方広域市町村圏組合消防本部のデータは除いた数値により集計している。

\*7 消防設備士：消防用設備等に関して専門的知識を有する者として、消防設備士免状の交付を受けている者

\*8 防災管理に係る消防計画：防災管理上必要な事項を定めた計画書であり、防災管理者は当該計画を作成するとともに、本計画に基づいて防災管理業務を遂行するものである。

練の実施等を担う防災管理者\*<sup>9</sup>の選任及び火災その他の災害による被害を軽減するために必要な業務等を行う自衛消防組織\*<sup>10</sup>の設置を義務付けている。

平成25年3月31日現在、法令により防災管理体制を確立し防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に9,191件あり、そのうち

71.2%に当たる6,545件について防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届け出されている。

また、防災管理者が自らの事業所等の適正な防災管理業務を遂行するために防災管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は6,109件で全体の66.5%、自衛消防組

第1-1-29表 全国の防災管理等実施状況

(平成25年3月31日現在)

用途区分	項目	防災管理を要する建築物等の数	防災管理者を選任している建築物等の数		防災管理に係る消防計画を作成している建築物等の数		自衛消防組織を設置している防火対象物の数	
				選任率(%)		作成率(%)		作成率(%)
(一)	イ 劇場等	64	56	87.5	48	75.0	50	78.1
	ロ 公会堂等	17	13	76.5	12	70.6	11	64.7
(二)	イ キャバレー等	0	0	—	0	—	0	—
	ロ 遊技場等	9	8	88.9	8	88.9	7	77.8
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	0	0	—	0	—	0	—
	ニ カラオケボックス等	0	0	—	0	—	0	—
(三)	イ 料理店等	6	5	83.3	3	50.0	5	83.3
	ロ 飲食店	7	5	71.4	5	71.4	5	71.4
(四)	百貨店等	368	300	81.5	295	80.2	293	79.6
(五)	イ 旅館等	393	335	85.2	323	82.2	324	82.4
	ロ 共同住宅等							
(六)	イ 病院等	674	563	83.5	500	74.2	512	76.0
	ロ 特別養護老人ホーム等	33	24	72.7	24	72.7	21	63.6
	ハ 老人デイサービスセンター等	10	5	50.0	5	50.0	7	70.0
	ニ 幼稚園等	1	0	0.0	0	0.0	1	100.0
(七)	学校	731	522	71.4	460	62.9	504	68.9
(八)	図書館等	14	6	42.9	5	35.7	10	71.4
(九)	イ 特殊浴場	0	0	—	0	—	0	—
	ロ 一般浴場	0	0	—	0	—	0	—
(十)	停車場等	3	1	33.3	1	33.3	1	33.3
(十一)	神社・寺院等	15	6	40.0	4	26.7	7	46.7
(十二)	イ 工場等	1,491	1,311	87.9	1,134	76.1	1,065	71.4
	ロ スタジオ	8	6	75.0	5	62.5	6	75.0
(十三)	イ 駐車場等	15	13	86.7	10	66.7	11	73.3
	ロ 航空機格納庫							
(十四)	倉庫							
(十五)	事務所等	1,526	1,008	66.1	964	63.2	1,239	81.2
(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	3,012	1,820	60.4	1,820	60.4	2,449	81.3
	ロ 非特定複合用途防火対象物	738	516	69.9	461	62.5	547	74.1
(十六の二)	地下街	55	22	40.0	22	40.0	46	83.6
(十七)	文化財	1	0	0.0	0	0.0	1	100.0
合計		9,191	6,545	71.2	6,109	66.5	7,122	77.5

- (備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成  
 2 「建築物等」とは、「建築物その他の工作物」をいう。  
 3 防災管理を要する建築物等又は自衛消防組織の設置を要する防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成又は自衛消防組織が設置されている場合のみ計上する。( )内は、部分的に選任、作成又は設置されている建築物等の数値である。  
 4 東日本大震災の影響により、岩手県陸前高田市消防本部及び福島県双葉地方広域市町村圏組合消防本部のデータは除いた数値により集計している。

\*9 防災管理者：防災管理に関する講習の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、防災管理対象物において防災管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者  
 \*10 自衛消防組織：防火対象物の従業員等からなる人的組織であって、消防計画に定められた役割により、火災等の災害発生時における被害を軽減するために必要な業務を行うものである。



織を設置している防災管理対象物は7,122件で全体の77.5%となっている（第1-1-29表）。

## (2) 共同防災管理

消防法では、防災管理を要する建築物等のうち、管理権原が分かれているものについては、共同で防災管理を行うこととしており、各々の管理権原が存する部分ごとに防災管理者を選任して防災管理を実施する一方、建築物全体の防災管理として共同で実施すべき事項について、当該防災管理対象物の管理権原者のうち主要な者を代表者とする共同防災管理協議会を設け、統括防災管理者の選任等について協議し、防災管理対象物全体の防火・防災安全を確立することを各管理権原者に対して義務付けている。

平成25年3月31日現在の共同防災管理協議事項の届出率は、83.6%となっている（第1-1-30表）。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震

災の教訓を踏まえた大規模地震に対する災害対応力の強化等に加えて、近年、南海トラフ地震や首都直下地震の発生の切迫性も指摘されている。このような大規模地震災害時においては、消防機関等による活動にも一定の制約や困難が生じることが想定されるため、各管理権原者が一体的な防災管理体制の構築について協議し、相互の連携による実効性のある共同防災管理体制の構築を図ることが重要となる。

こうした中で、消防法の一部を改正する法律（平成24年6月27日公布、平成26年4月1日施行）により、大規模・高層建築物等における防災管理体制の強化として、建築物全体の防災管理業務を行う「統括防災管理者」の選任を法律上義務付ける等の改正が図られたが、今後も継続的に防災管理体制の強化等について、取り組んでいく必要がある。

第1-1-30表 全国の共同防災管理実施状況

(平成25年3月31日現在)

防火対象物の区分		項目	共同防災管理対象物数	協議事項届出対象物数	届出率(%)
(一)	イ	劇場等	5	2	40.0
	ロ	公会堂等	1	1	100.0
(二)	イ	キャバレー等	0	0	—
	ロ	遊技場等	0	0	—
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	0	0	—
	ニ	カラオケボックス等	0	0	—
(三)	イ	料理店等	0	0	—
	ロ	飲食店	3	0	0
(四)		百貨店等	54	43	79.6
(五)	イ	旅館等	12	6	50.0
(六)	イ	病院等	25	15	60.0
	ロ	特別養護老人ホーム等	1	1	100.0
	ハ	老人デイサービスセンター等	1	0	0
	ニ	幼稚園等	0	0	—
(七)		学校	30	7	23.3
(八)		図書館等	1	0	0
(九)	イ	特殊浴場	0	0	—
	ロ	一般浴場	0	0	—
(十)		停車場等	1	1	100.0
(十一)		神社・寺院等	1	0	0
(十二)	イ	工場等	53	41	77.4
	ロ	スタジオ	2	1	50.0
(十三)	イ	駐車場等	4	4	100.0
(十五)		事務所等	471	386	82.0
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	1,735	1,504	86.7
	ロ	非特定複合用途防火対象物	147	112	76.2
(十六の二)		地下街	42	40	95.2
(十七)		文化財	0	0	—
合 計			2,589	2,164	83.6

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 東日本大震災の影響により、岩手県陸前高田市消防本部及び福島県双葉地方広域市町村圏組合消防本部のデータは除いた数値により集計している。

## 5 立入検査と違反是正

消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って検査を行っている。

平成24年度中に全国の消防機関が行った立入検査回数は、87万5,198回となっている（第1-1-31表）。

立入検査等により判明した防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等について、消防長又は消防署長は、消防法第8条、第8条の2又は第17条の4の規定に基づき、防火管理者の選任、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置等必要な措置を講じるべきことを命ずることができる。また、火災予防上危険であると認める場合には、消防

法第5条、第5条の2又は第5条の3の規定に基づき、当該防火対象物の改修、移転、危険排除等の必要な措置や使用禁止、制限等を命ずることができることとされており、これらの命令をした場合には、その旨を公示することとされている。

このように立入検査等を行った結果、消防法令違反を発見した場合、消防長又は消防署長は、警告等の改善指導及び命令等を行い、法令に適合したものとなるよう違反状態の是正に努めている（第1-1-32表、附属資料Ⅱ-21、Ⅱ-22、Ⅱ-23）。

特に、特定違反對象物（床面積1,500㎡以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が11以上の非特定防火対象物のうち、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備がその設置義務部分の過半にわたって未設置の防火対象物をいう）

第1-1-31表 立入検査実施状況

(平成24年度)

防火対象物の区分	(一)		(二)				(三)		(四)
	イ 劇場等	ロ 公会堂等	イ キャバレー等	ロ 遊技場等	ハ 性風俗特殊営業店舗等	ニ カラオケボックス等	イ 料理店等	ロ 飲食店	百貨店等
立入検査回数	2,303	20,589	346	4,794	115	1,364	1,202	29,058	53,584
防火対象物の区分	イ 旅館等	ロ 共同住宅等	イ 病院等	ロ 特別養護老人ホーム等	ハ 老人デイサービスセンター等	ニ 幼稚園等	(七) 学校	(八) 図書館等	(九) イ 特殊浴場
	立入検査回数	43,650	164,197	19,167	32,367	30,696	7,894	36,440	2,524
防火対象物の区分	(九) ロ 一般浴場	(十) 停車場等	(十一) 神社・寺院等	(十二) イ 工場等	ロ スタジオ	イ 駐車場等	(十三) ロ 航空機格納庫	(十四) 倉庫	(十五) 事務所等
	立入検査回数	1,507	1,289	13,377	86,252	207	12,531	255	57,841
防火対象物の区分	(十六)		(十六の二)	(十六の三)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	合計
	イ 特定複合用途防火対象物	ロ 非特定複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	アーケード	山林	舟車	
立入検査回数	113,776	41,945	439	10	4,795	277	0	459	875,198

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 東日本大震災の影響により、岩手県陸前高田市消防本部及び福島県双葉地方広域市町村圏組合消防本部のデータは除いた数値により集計している。

第1-1-32表 命令の状況

(平成24年度)

命令の種類	件数	
	命令件数	是正件数
防火対象物に関する命令 (消防法第5条、第5条の2及び第5条の3)	96	94
防火管理に関する命令 (消防法第8条及び第8条の2)	2	2
消防用設備等に関する措置命令 (消防法第17条の4)	25	22
合計	123	118

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 「是正件数」は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に発せられた命令に基づき、平成25年3月31日までに是正された件数(平成25年3月31日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。)である。

3 東日本大震災の影響により、岩手県陸前高田市消防本部及び福島県双葉地方広域市町村圏組合消防本部のデータは除いた数値により集計している。

第1-1-33表 特定違反對象物の改善状況の推移

区分	年度当初の違反對象物数 (a)	年度内違反是正対象物数 (b)	是正率(%) (c = b/a × 100)
年度別			
平成21年度	225	63	28.0%
平成22年度	233	69	29.6%
平成23年度	229	37	16.2%
平成24年度	224	46	20.5%
平成25年度	217	-	-

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 「年度当初の違反對象物数」は、各年度とも前年度終了時(3月31日現在)の数値である。

3 東日本大震災の影響により、岩手県陸前高田市消防本部及び福島県双葉地方広域市町村圏組合消防本部のデータは除いた数値により集計している。

については、火災発生時における人命の危険性が大きい等、その違反の重大性を踏まえ、厳しく指導を行っている。

なお、平成25年3月31日現在、217件の特定違反対象物が存在していることから、引き続き重点的な違反是正の徹底を図っていく必要がある（第1-1-33表）。

## 6 消防用設備等

### (1) 消防同意の現況

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度である。

消防機関は、この制度の運用に当たって、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、指導を行うとともに、この事務が迅速に処理されるような体制の充実と連携の強化を図っている。

平成24年度の全国における消防同意事務に係る処理件数は、25万7,016件で、そのうち不同意としたものは46件であった（第1-1-34表）。

### (2) 消防用設備等の設置の現況

消防法では、防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、所要の消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、平成25年3月31日現

在、スプリンクラー設備の設置率（設置数/設置必要数）は99.5%、自動火災報知設備の設置率は97.5%となっている（第1-1-35表）。

消防用設備等に係る技術上の基準については、技術の進歩や社会的要請に応じ、逐次、規定の整備を行っている。最近では、平成25年2月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、主として自力避難困難な者が入所する社会福祉施設を対象として、スプリンクラー設備の設置基準等の強化に向けた検討を行っている。

また、平成19年1月に発生した兵庫県宝塚市のカラオケボックス火災、平成20年10月に発生した大阪市浪速区の個室ビデオ店火災を踏まえ、個室型遊興店舗を対象として自動火災報知設備の設置対象の拡大、自動火災報知設備や誘導灯に関する技術上の基準についての見直し等を行っている。

さらに、大規模地震発生時の避難安全確保のため、緊急地震速報に対応した非常放送や停電時の長時間避難に対応した誘導表示に係る基準の整備等を行っている。

一方、消防用設備等の設置義務違反等の消防法令違反対象物については、消防法に基づく措置命令等の措置を積極的に講じ、迅速かつ効果的な違反処理を更に進めることとしている。

### (3) 消防設備士及び消防設備点検資格者

消防用設備等は、消防の用に供する機械器具等に係る検定制度等により性能の確保が図られているが、工事又は整備の段階において不備・欠陥があると、火災が発生した際に本来の機能を発揮することができなくなる。このような事態を防止するため、一定の消防用設備等の工事又は整備は、消防設備士

第1-1-34表 消防同意処理状況

申請要旨	内訳	同意		不同意		合計	
		平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
新築		198,732	224,852	34	37	198,766	224,889
増築		21,759	23,239	12	7	21,771	23,246
改築		1,105	1,274	1	1	1,106	1,275
移転		165	169	0	0	165	169
修繕		101	104	0	0	101	104
模様替		136	142	0	0	136	142
用途変更		3,473	3,644	1	1	3,474	3,645
その他		3,116	3,546	0	0	3,116	3,546
合計		228,587	256,970	48	46	228,635	257,016

(件)

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 東日本大震災の影響により、岩手県陸前高田市消防本部及び福島県双葉地方広域市町村圏組合消防本部のデータは除いた数値により集計している。

に限って行うことができることとされている。

また、消防用設備等は、いかなるときでも機能を発揮できるように日常の維持管理が十分になされることが必要であることから、定期的な点検の実施と点検結果の報告が義務付けられている。維持管理の前提となる点検には、消防用設備等についての知識や技術が必要であることから、一定の防火対象物の関係者は、消防用設備等の点検を消防設備士又は消防設備点検資格者（消防庁長官の登録を受けた法人が実施する一定の講習の課程を修了し、消防設備点検資格者免状の交付を受けた者）に行わせなければならないこととされている。

これらの消防設備士及び消防設備点検資格者には、消防用設備等に関する新しい知識、技能習得のため、免状取得後の一定期間ごとに再講習を義務付

けることにより資質の向上を図っている。また、これらの者が消防法令に違反した場合においては、「消防設備士免状の返納命令に関する運用について（平成12年3月24日消防予第67号）」、「消防設備点検資格者の不適正点検に対する指導指針（平成10年2月25日全消発第34号）」等に基づいて免状の返納命令等を実施している。

平成25年3月31日現在、消防設備士の数は延べ105万308人となっており（第1-1-36表）、また、消防設備点検資格者の数は特種（特殊消防用設備等）611人、第1種（機械系統）14万1,079人、第2種（電気系統）13万2,942人となっている。

なお、消防用設備等の点検を適正に行った証として点検済票を貼付する点検済表示制度が、各都道府県単位で自主的に実施されており、点検実施の責任

第1-1-35表 全国における特定防火対象物のスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置状況

（平成25年3月31日現在）

防火対象物の区分	設備の種類 設備の状況	スプリンクラー設備				自動火災報知設備			
		設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)
(一)	イ 劇場等	768	764	4	99.5	3,781	3,761	20	99.5
	ロ 公会堂等	567	563	4	99.3	30,840	30,708	132	99.6
(二)	イ キャバレー等	16	16	0	100.0	586	550	36	93.9
	ロ 遊技場等	663	653	10	98.5	10,291	10,233	58	99.4
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	3	3	0	100.0	218	210	8	96.3
	ニ カラオケボックス等	15	14	1	93.3	2,704	2,597	107	96.0
(三)	イ 料理店等	6	6	0	100.0	2,734	2,628	106	96.1
	ロ 飲食店	104	103	1	99.0	35,160	34,155	1,005	97.1
(四)	百貨店等	7,110	7,054	56	99.2	87,285	85,520	1,765	98.0
(五)	イ 旅館等	2,003	1,993	10	99.5	46,925	46,452	473	99.0
(六)	イ 病院等	6,722	6,712	10	99.9	41,031	40,785	246	99.4
	ロ 特別養護老人ホーム等	28,795	28,637	158	99.5	37,058	36,862	196	99.5
	ハ 老人デイサービスセンター等	1,179	1,177	2	99.8	45,013	44,873	140	99.7
	ニ 幼稚園等	179	177	2	98.9	16,558	16,504	54	99.7
(九)	イ 特殊浴場	21	21	0	100.0	1,501	1,496	5	99.7
(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	15,040	14,960	80	99.5	186,292	177,177	9,115	95.1
(十六の二)	地下街	61	61	0	100.0	62	62	0	100.0
(十六の三)	準地下街	4	4	0	100.0	6	6	0	100.0
合 計		63,256	62,918	338	99.5	548,045	534,579	13,466	97.5

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成  
2 東日本大震災の影響により、岩手県陸前高田市消防本部及び福島県双葉地方広域市町村圏組合消防本部のデータは除いた数値により集計している。

第1-1-36表 消防設備士の数

（平成25年3月31日現在）

種別	類別	特類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	合計
		特殊消防用設備等	屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等	泡消火設備	二酸化炭素消火設備等	自動火災報知設備等	金属製避難はしご等	消火器	漏電火災警報器	
甲種(人) (工事・整備)		2,252	126,688	38,972	33,259	259,819	29,473	—	—	490,463
乙種(人) (整備)		—	35,336	11,033	10,034	81,074	16,637	226,897	178,834	559,845

(備考) 1 「危険物取扱者消防設備士試験・免状統計表」により作成  
2 設備士の数は、免状作成件数の累積である。



の明確化、防火対象物の関係者の適正な点検の励行が図られている。

#### (4) 防災規制

##### ア 防災物品の使用状況

建築物内等で着火物となりやすい各種の物品に燃えにくいものを使用することで、出火を防止すると同時に火災初期における延焼拡大を抑制することは、火災予防上特に有効である。このため、高層建築物や地下街のような構造上、形態上特に防火に留意する必要のある防火対象物や、劇場、キャバレー、旅館、病院等の不特定多数の人や災害時要援護者が利用する防火対象物（以下この項において「防災防火対象物」という。）において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品（以下この項において「防災対象物品」という。）には、消防法により、所定の防災性能を有するもの（以下この項において「防災物品」という。）を使用することを義務付けている。

平成25年3月31日現在、全国の防災防火対象物数は、93万5,265件であり、適合率（防災防火対

象物において使用される防災対象物品がすべて防災物品である防災防火対象物の割合）は、カーテン・どん帳等を使用する防災防火対象物で87.0%、じゅうたんを使用する防災防火対象物で85.8%、展示用合板を使用する防災防火対象物で81.5%となっている（第1-1-37表）。

##### イ 寝具類等の防災品の普及啓発

カーテンやじゅうたん等の消防法で定められている防災対象物品以外の布団やパジャマ、自動車やオートバイのカバー等についても、防災品を使用することが火災予防上有効である。消防庁では、ホームページ（参照URL：[http://www.fdma.go.jp/html/life/yobou\\_contents/materials/index.html](http://www.fdma.go.jp/html/life/yobou_contents/materials/index.html)）において、これらの防災品の効果に係る動画を掲載するなど、その普及啓発を行っている。

#### (5) 火を使用する設備・器具等に関する規制

火を使用する設備・器具等（以下「火気設備等」という。）は、家庭用こんろ、ストーブ、給湯器、炬、厨房設備、サウナ設備などその種類は多種多様

第1-1-37表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況

(平成25年3月31日現在)

防災防火対象物の区分	防災防火対象物数	カーテン・どん帳等を使用	左のうち防災物品を全部使用しているもの		じゅうたんを使用	左のうち防災物品を全部使用しているもの		展示用合板を使用	左のうち防災物品を全部使用しているもの		
				適合率(%)			適合率(%)			適合率(%)	
(一)	イ 劇場等	4,051	2,473	2,350	95.0%	1,873	1,769	94.4%	425	407	95.8%
	ロ 公会堂等	62,712	41,321	37,203	90.0%	24,325	21,407	88.0%	3,732	3,158	84.6%
(二)	イ キャバレー等	1,039	528	381	72.2%	564	435	77.1%	90	57	63.3%
	ロ 遊技場等	11,402	4,914	4,341	88.3%	4,520	4,023	89.0%	737	606	82.2%
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	201	158	130	82.3%	138	111	80.4%	9	7	77.8%
	ニ カラオケボックス等	2,710	1,318	1,167	88.5%	1,197	1,072	89.6%	169	147	87.0%
(三)	イ 料理店等	4,038	2,402	2,005	83.5%	2,252	1,880	83.5%	220	177	80.5%
	ロ 飲食店	80,667	38,203	31,534	82.5%	25,755	20,756	80.6%	4,420	3,206	72.5%
(四)	百貨店等	145,751	52,639	46,482	88.3%	31,225	26,867	86.0%	7,342	5,931	80.8%
(五)	イ 旅館等	59,084	48,037	43,610	90.8%	40,256	36,595	90.9%	3,137	2,510	80.0%
(六)	イ 病院等	62,031	44,772	41,896	93.6%	24,722	22,770	92.1%	3,635	3,176	87.4%
	ロ 特別養護老人ホーム等	35,863	29,455	27,768	94.3%	17,691	16,589	93.8%	2,731	2,444	89.5%
	ハ 老人デイサービスセンター等	61,201	45,340	41,847	92.3%	25,722	23,121	89.9%	3,459	2,951	85.3%
	ニ 幼稚園等	18,209	13,989	12,920	92.4%	7,177	6,423	89.5%	1,030	875	85.0%
(九)	イ 特殊浴場	1,691	1,230	1,048	85.2%	1,141	1,017	89.1%	74	56	75.7%
(十二)	ロ スタジオ	789	260	235	90.4%	255	226	88.6%	99	80	80.8%
(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	321,716	133,046	106,311	79.9%	92,952	74,172	79.8%	16,264	12,893	79.3%
	ロ 非特定複合用途防火対象物	17,729	2,768	2,200	79.5%	2,276	1,789	78.6%	642	521	81.2%
(十六の二)	地下街	63	43	32	74.4%	34	28	82.4%	8	8	100.0%
(十六の三)	準地下街	7	6	4	66.7%	5	4	80.0%	1	1	100.0%
	高層建築物	44,311	19,526	16,347	83.7%	17,959	15,408	85.8%	3,361	2,838	84.4%
	合計	935,265	482,428	419,811	87.0%	322,039	276,462	85.8%	51,585	42,049	81.5%

- (備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成  
 2 高層建築物(高さ31メートルを超える建築物)は、消防法施行令別表第一において区分されるものではない。また、高層建築物に該当する防火対象物は、「防災防火対象物の区分」中、「高層建築物」の欄に計上  
 3 東日本大震災の影響により、岩手県陸前高田市消防本部及び福島県双葉地方広域市町村圏組合消防本部のデータは除いている。

であり、使用される場所も多岐にわたっている。

これらの火気設備等は、国民の生活になくはならないものであり、様々な面で国民の生活に役立つものとなっていることから、火気設備等の位置、構造、管理及び取扱いについては、消防法令で定められた基準に基づき、各市町村の火災予防条例によって規制されている。

## 7 消防用機械器具等の検定等

### (1) 検定

検定の対象となる消防用機械器具等（以下「検定対象機械器具等」という。）は、消防法第21条の2の規定により、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

検定対象機械器具等は、消火器、閉鎖型スプリンクラーヘッド等消防法施行令第37条に定める14品目である。

この検定は、「型式承認」（形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合している旨の承認）と「型式適合検定」（個々の検定対象機械器具等の形状等が、型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等と同一であるかどうかについて行う検定）からなっている（第1-1-38表）。

また、新たな技術開発等に係る検定対象機械器具等について、その形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合するものと同程度の性能があると認められるものについては、総務大臣が定める技術上の規格によることができることとし、これらの検定対象機械器具等の技術革新が進むよう検定制度の整備充実を図っている。

平成20年10月、製造事業者が消防用ホースに係る型式適合検定時に試験サンプルをすり替えるなどの不正行為を行っていたことが判明した。また、平成22年3月、消防車両に積載されていた輸入品の泡消火薬剤が低温等のため凝固したという事案の発生を契機として、消防庁において関係事業者から事実関係を聴取した結果、一部の輸入・販売事業者において、主に消防車両の圧縮空気泡消火装置等に用いられる泡消火薬剤を検定の一部又は全部を受けずに販売していたことが判明した。

また、平成22年5月に実施された公益法人事業

仕分けにおいて、「検定」について自主検査・民間参入拡大に向けた「見直し」等の評価結果が出されたこと等を背景に、予防行政のあり方に関する検討会（委員長：平野敏右東京大学名誉教授）において、これらの問題について検討を行い、平成23年12月に「今後の火災予防行政の基本的な方向について」を踏まえた対応について（報告）が取りまとめられた。

これらを踏まえ、消防法の一部を改正する法律案は第180回国会（常会）に提出され、参議院及び衆議院で可決、成立し、平成24年6月27日に公布された。

### ア 消防用機器等の違法な流通を防止するための措置の拡充

現行の消防法では、規格不適合品や規格適合表示のない検定対象機械器具等を市場に流通させた場合には、罰則（30万円以下の罰金）があるのみで、販売業者等による自主的な回収を行政指導として要請している。

こうしたことから、改正消防法においては、検定の未受検事案及び不正受検事案が発生していることも踏まえて、日本消防検定協会（以下「検定協会」

第1-1-38表 検定申請状況

（平成24年度）

種別	区分	型式試験	型式変更	型式適合	型式適合
		申請数 (件)	試験申請数 (件)	検定申請数 (個)	検定合格数 (個)
①消火器	大型	6	2	50,664	47,665
	小型	38	4	6,250,135	6,287,364
②消火器用 消火薬剤	大型用	3	—	14,482	14,302
	小型用	—	—	373,996	369,545
③泡消火薬剤		7	—	2,257,580	2,319,160
④消防用 ホース	ゴム引き	52	19	565,629	546,700
	濡れ	0	0	15	15
	保形	4	0	73,704	71,450
⑤結合金具		17	2	1,209,969	1,216,317
⑥火災報知 設備	感知器	31	4	6,702,330	6,721,967
	発信機	3	0	322,274	324,800
⑦中継器		7	1	461,629	445,342
⑧受信機		31	7	497,790	493,879
⑨漏電火災警報器		0	0	66,347	66,916
⑩閉鎖型スプリンクラーヘッド		66	5	2,803,114	2,848,463
⑪流水検知装置		15	21	26,223	27,254
⑫一斉開放弁		2	0	17,879	17,719
⑬金属製避難はしご		8	0	137,718	134,911
⑭緩降機		0	0	6,527	5,609
合計		290	65	21,838,005	21,959,378

（備考）「日本消防検定協会報告」により作成



という。)又は登録検定機関が、不正な手段により検定に合格した消防用機器等の検定合格の決定を取り消すことができることとし、販売業者等が、規格不適合品や規格適合表示のない検定対象機械器具等を市場に流通させた場合には、総務大臣は、回収等を命ずることができること(回収等の命令に違反した法人には最高1億円の罰金刑)とした。加えて、規格不適合品や規格適合表示のない検定対象機械器具等を市場に流通させた場合における罰則を1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げることとした。

## イ 消防用機器等の「検定」制度等の見直し

(ア) 登録検定機関の要件のうち試験設備の「保有」要件を緩和し、民間参入を促進

「検定」について実質的な民間参入ができるようにするため、改正消防法においては、民間参入に係る初期投資のコストを引き下げするために、登録検定機関の登録要件である試験設備の「保有」要件を緩和することとした。

(イ) 「個別検定」を「型式適合検定」に改め、その実施方法を明確化

個別検定について、抜取検査である旨を明確にするため、改正消防法においては、「個別検定」の名称を「型式適合検定」に改め、その実施方法について総務省令で定めることとした。

(ウ) 検定協会の業務のうち「鑑定」を廃止

検定協会の業務のうち、「鑑定」については、任意の認証行為である旨を明確にするため、改正消防法においては、「鑑定」に代わり、「製造業者等からの依頼に応じて評価業務を行うこと」を業務として規定することとした。

消防法が改正されたことに伴う消防法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年10月19日公布)により、型式適合検定の方法は、原則として、立会い方式による方法とするが、製造工程における検査の信頼性が確立されているものとして消防庁長官が定めるものについては、データ審査方式による方法とすることができることとなった(平成25年4月1日施行)。これを受け、消防庁長官告示において、データ審査方式による方法とすることができるものは、火災報知設備の感知器又は住宅用防災警報器の

うち、主要な検査項目に係る測定結果が製造工程において確実に記録されるものとされた(平成26年4月1日施行)。

また、消防法施行令の一部を改正する政令(平成25年3月27日公布)により、検定対象機械器具等のうち「消防用ホース」、「結合金具」、「漏電火災警報器」を削除し、新たに「住宅用防災警報器」を追加した(平成26年4月1日施行)。

## (2) 自主表示

自主表示の制度は、消防法第21条の16の3の規定により、製造事業者等の責任において、自ら規格適合性を確認し、あらかじめ総務大臣に届出を行った型式について表示を付すことが認められるものである。自主表示の対象となる機械器具等(以下「自主表示対象機械器具等」という。)は、消防法第21条の16の2の規定により、表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

自主表示対象機械器具等の対象品目は、消防法施行令第41条に定める動力消防ポンプ及び消防用吸管の2品目であるが、改正消防法施行令により、平成26年4月1日からは、自主表示対象機械器具等に、従来、検定対象機械器具等であった「消防用ホース」、「結合金具」、「漏電火災警報器」を、また新たに「エアゾール式簡易消火具」が加わる。

平成24年度中の製造事業者からの届出は、動力消防ポンプが23件、消防用吸管が0件である。

また、改正消防法により、検定対象機械器具等と同様に自主表示対象機械器具等の違法な流通を防止するための措置の拡充を実施し、自主表示対象機械器具等に係る品質の確保を行うために、その検査方法を総務省令で明確化するとともに、自主表示対象機械器具等の製造業者等は、当該検査に係る記録を作成し、保存しなければならないこととした(平成25年4月1日施行)。

さらに、自主表示対象機械器具等に係る品質の確保について要望がされていることから、改正消防法施行規則により、自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出事項に、表示を付そうとする自主表示対象機械器具等が技術上の規格に適合するものであることを確認した書類を追加することとした(平成25年4月1日施行)。

## 8 消防用設備等に係る技術基準の性能規定

従来消防用設備等に係る技術上の基準は、材料・寸法などを仕様書的に規定しているものが多かったため、十分な性能を有する場合であっても、新たな技術を受け入れにくいという面があった。そこで消防庁では、消防防災分野における技術開発を促進するとともに、一層効果的な防火安全対策を構築するために、消防用設備等に係る技術上の基準に性能規定を導入している。

消防用設備等の技術基準に性能規定を導入するに当たっての基本的な考え方は、従来の技術基準に基づき設置されている消防用設備等と同等以上の性能を有するかどうかについて判断し、同等以上の性能を有していると確認できた設備については、それらの消防用設備等に代えて、その設置を認めることとしたものである。

消防用設備等に求められる性能は、火災の拡大を初期に抑制する性能である「初期拡大抑制性能」、火災時に安全に避難することを支援する性能である「避難安全支援性能」、消防隊による活動を支援する性能である「消防活動支援性能」に分けられる。これらについて、一定の知見が得られているものについては、客観的検証法（新たな技術開発や技術的工

夫について客観的かつ公正に検証する方法）等により、同等性の評価が行われることとなる。

一方、既定の客観的検証法のみでは同等性の評価ができない設備等（特殊消防用設備等）を対象として、総務大臣による認定制度が設けられている。これは、一般的な審査基準が確立されていない「特殊消防用設備等」について、防火対象物ごとに申請を行い、性能評価機関（検定協会又は登録検定機関）の評価結果に基づき総務大臣が審査を行って、必要な性能を有するものを設置できることとするものである。平成25年3月31日現在、特殊消防用設備等としてこれまで47件が認定を受けている（第1-1-39表）。

これらの規定を活用することにより、今後、新技術等を用いた新たな設備等が、積極的に開発・普及されることが期待される。

## 9 火災原因調査の現況

科学技術の進歩による産業の高度化及び社会情勢の変化に伴い、大規模又は複雑な様相を呈する火災が頻発する傾向にあり、その原因の究明には高度な専門的知識が必要である。

また、火災の原因を究明し、火災及び消火によって生じた損害の程度を明らかにすることは、その後

第1-1-39表 特殊消防用設備等の認定件数：合計47件

(平成25年3月31日現在)

特殊消防用設備等	概要	代えられる消防用設備等	認定件数
加圧防煙システム	特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビー等の消防活動拠点を給気し加圧することにより、拠点における一定の安全性を確保するとともに、火災室から排煙を行うことにより、火災時において消防隊を煙や熱から防護し、その消防活動を効果的に支援する性能を有する設備である。(平成21年9月15日客観的検証法を策定)	排煙設備	24件
ドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン(FK-5-1-12)を消火剤とする消火設備	新たなガス消火剤であるドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン(FK-5-1-12)を噴射ヘッドから放出する消火設備であり、無人の電算機室等に用いられる消火設備である。オゾン層破壊係数が0である、地球温暖化係数が小さい、人体に対する安全性が高い等の特徴を有する。(平成22年8月26日消防法施行規則を改正)	ハロゲン化物消火設備	4件
複数の総合操作盤を用いた総合消防防災システム	大規模・高層の防火対象物において、管理区分や建築構造等に応じエリアごとに複数の総合操作盤を設置し、それぞれのエリアごとに消防防災上の分散管理を行うとともに、各総合操作盤の間で情報伝達や運動制御を行い、当該防火対象物全体を有機的に監視・制御するシステムである。	総合操作盤	3件
火災温度上昇速度を監視する機能を付加した防災システム	従来の自動火災報知設備に、火災温度上昇速度を監視する機能を付加し、火災の拡大をより迅速かつ確実に把握することができるシステムである。	自動火災報知設備	4件
閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備	駐車場における火災に対し、近傍の閉鎖型ヘッドが自動的に作動し、当該ヘッドから放射された水系消火剤により効果的に消火する設備である。	泡消火設備	10件
インバーター制御ポンプを使用するスプリンクラー設備	従来のポンプ方式に付置したインバーターにより、警戒区域ごとに電動機回転数を制御することで加圧送水装置の吐出圧力を調整し、建物内すべてのスプリンクラーヘッドにおいて、適正な圧力で放水することができる消火設備である。(平成20年12月26日消防法施行規則を改正)	スプリンクラー設備	1件
空調設備と配管を兼用するスプリンクラー設備	スプリンクラー設備に必要とされる防火安全性能を確保しつつ、スプリンクラー設備と輻射パネル式空調設備の配管を一部兼用することで、省資源・省コスト等を実現した消火設備である。	スプリンクラー設備	1件
合 計			47件

の予防体制及び警戒体制を充実強化し、並びに消火活動を遂行する上で必要不可欠な資料を提供するものである。火災の原因究明は一義的には地方公共団体の役割であるが、それを補完することは国の責務である。これらを踏まえ、消防機関から要請があった場合及び消防庁長官が特に必要があると認めた場合は、消防庁長官による火災原因調査を行うことができることとされている（P.252参照）。

本制度による火災原因調査は、火災種別に応じて消防庁の職員により編成される調査チームが、消防機関と連携して実施するものであり、調査から得られた知見、資料を基に検討が行われ、消防行政の施策に反映されている。

平成20年度においては、平成20年10月1日の大阪市浪速区の個室ビデオ店火災（死傷者25人）について、消防庁長官による火災原因調査が行われ、その結果等を踏まえて「予防行政のあり方に関する検討会」を開催し、この中間報告に基づき、消防法施行規則を改正し、自動火災報知設備や誘導灯に関する設置基準が強化された。また、平成21年3月19日の群馬県渋川市老人ホーム火災（死傷者11名）についても、消防庁長官による火災原因調査が行われ、その結果等を踏まえ「小規模施設に対応した防火対策のあり方に関する検討会」が開催され、防火安全対策の検討が行われ、危険性の高い社会福祉施設、簡易宿泊所等に対する「防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備事業」を実施する契機となった。

平成23年度においては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において発生した千葉県市原市のコスモ石油製油所株式会社千葉製油所火災について、消防庁長官による火災原因調査が行われた。

平成24年度においては、平成24年4月22日に山口県和木町で発生した三井化学株式会社岩国大竹工場製造施設火災について、消防庁長官による火災原因調査が行われた。また、平成24年5月13日に広島県福山市で発生したホテル火災についても、消防庁長官による火災原因調査が行われ、その結果等を踏まえて「ホテル火災対策検討部会」を開催し、火災被害拡大対策や火災予防行政の実効性向上について検討を行った。さらに、平成24年9月29日に兵庫県姫路市で発生した株式会社日本触媒姫路製造所爆発火災についても、消防庁長官による火災原因調査が行われた。

最近では、平成25年2月8日に長崎県長崎市で発生した認知症高齢者グループホーム火災（死傷者12名）について消防庁長官による火災原因調査が行われた。その結果等を踏まえ「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」を開催し、認知症高齢者等が入所する施設における火災対策のあり方について検討を行った。また、平成25年8月15日に京都府福知山市で発生した花火大会火災（死傷者59名）について消防庁長官による火災原因調査が行われた。その結果等を踏まえ「屋外イベント会場等火災対策検討部会」を開催し、花火大会等の屋外イベント会場等における火災予防対策のあり方について検討を行った。さらに、平成25年10月11日に福岡県福岡市で発生した診療所火災（死傷者15名）について消防庁長官による火災原因調査が行われた。その結果等を踏まえ、「有床診療所火災対策検討部会」を開催し、現行規制の総合的な点検及び有床診療所におけるソフト・ハード両面での防火対策のあり方などについて検討を行っている。

さらに、製品火災に係る火災原因調査の実効性の向上を図るため、平成24年の「消防法の一部を改正する法律」により、消防機関に対し、製造・輸入業者への資料提出命令権及び報告徴収権を付与することとした。

## 10 製品火災対策の推進

近年の火災の出火原因は極めて多様化しており、その中で自動車等、電気用品及び燃焼機器など、国民の日常生活において身近な製品が発火源となる火災が発生していることから、消費者の安心・安全の確保が強く求められており、消防庁では製品火災対策の取組を強化している。

これらの火災について消防庁では、消防機関の特性を活かして火災情報を網羅的に収集する体制を確立し、発火源となった製品の種類ごとに火災件数を集計して、製造事業者名と製品名などを四半期毎に公表することにより、国民への注意喚起を迅速かつ効率的に行っている。

平成24年中（平成24年1月～12月）に発生した自動車等、電気用品及び燃焼機器を発火源とする火災のうち、「製品の不具合により発生したと判断される火災」及び「原因を特定できない火災」の区分により、消防機関から報告されたものについて製品



情報を集計したところ、「製品の不具合により発生したと判断される火災」が199件、「原因を特定できない火災」が715件、製品火災全体件数は914件（対前年比4.5%減）であった。平成24年の発生件数は昨年と比較すると減少したものの、平成22年と比較すると高い水準にある（第1-1-28図）。

調査結果については、全国の消防機関に通知するとともに、収集した火災情報を消費者庁、経済産業省及び国土交通省と共有し、連携して製品火災対策を推進することとしている。また、製品火災対策の一環として、平成23年度において、製品火災に係る情報及び火災調査結果に関して消防機関と独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）との連携強化を図り、情報共有を通じて有効に活用することとし、平成25年度においても、さらなる連携強化を図っている。

全国の消防機関が行う火災原因調査に対し、消防研究センターにおける専門的な知見や資機材による鑑識等の技術的支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上を図りつつ、火災原因調査・原因究明体制の充実強化に努めていくこととしている。

また、今後とも、消防庁では、製品火災に係る情報収集・活用を積極的に推進し、関係機関との連携を図りつつ、消費者の安心・安全を確保し、製品に起因する火災事故の防止を推進することとしている。

## 火災予防行政の課題

特集5に記載の防火安全対策の他、火災予防行政の課題として以下のものがある。

## 1 住宅防火対策の推進

平成24年中の住宅火災による死者数（放火自殺者等数を除く。）は、1,016人であり、平成17年の1,220人をピークとして減少しているものの、依然として1,000人を超える高水準が続いている。

このため、消防庁は、火災予防運動等を通じ、住宅用火災警報器や住宅用消火器等の住宅用防災機器及び防災品の普及、たばこ火災に係る注意喚起広報等の住宅防火対策を推進している。

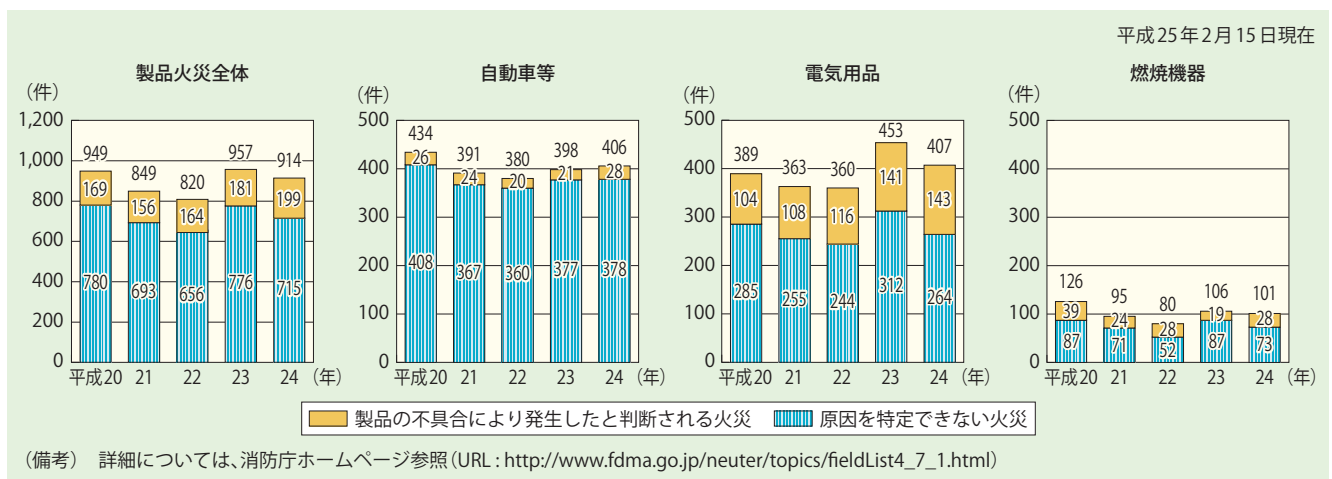
また、住宅火災による死者の6割以上が、65歳以上の高齢者となっていることから、高齢者を中心とした住宅火災による死者数低減を図るため、敬老の日に住宅用火災警報器や住宅用消火器を高齢者にプレゼントすること等と呼びかける「住宅防火・防災キャンペーン」を実施している。

## 2 放火火災防止対策の推進

放火による火災は、平成9年（1997年）以降連続して出火原因の第1位となっており、放火の疑いによる火災を合わせると全火災の約2割を占め（平成24年中の放火及び放火の疑いの火災件数は8,590件で全火災の19.4%）、深刻な社会問題となっている（第1-1-22図）。

このため、消防庁では、消防庁ホームページに「放火火災防止対策戦略プラン」（参照URL：[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4\\_6.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_6.html)）を掲載しており、本プランを活用した、「目標設定」、「現状分析」、「達成状況評価」というサイクルによる、地域における継続的な取組みを推進している。

第1-1-28図 最近5年間の製品火災の調査結果の推移



### 3 法令適合の確保

平成14年の消防法の一部改正等を受けて、全国の消防機関において消防法令違反の是正に取り組んだ結果、小規模雑居ビル等の防火対象物に対する違反是正に一定の成果が得られた。

しかし、命令の発動件数や法令基準の遵守状況には地域差が見られ、特に、平成24年5月に発生した広島県福山市のホテル火災においては、長期間、消防法令違反が是正されていなかった。また、平成25年7月31日時点でのホテル・旅館等に係る調査結果においても、659施設のうち、309施設(46.9%)において何らかの消防法令違反が発見され、自動火災報知設備が過半にわたり未設置など重大な違反があるものは、そのうちの34施設(5.2%)であった。

これらのことから、より一層の違反是正の徹底を図るため、違反が是正されない防火対象物に対しては、各自治体が定める違反処理基準等に基づき適切な履行期限を設定した警告、措置命令を速やかに発動するとともに、特に人命危険の高い対象物については、その危険性、悪質性の高いものを徹底的に改善させていく対応が必要である。

また、管内における火災危険性の高い防火対象物について、関係部局との情報共有や防火対象物定期点検報告等の情報を有効に活用し、人命危険の高い対象物の優先度を整理して実施するなど、効率的かつ効果的な査察体制を構築することが必要である。

そのため、消防庁では標準的なマニュアルの改正等を行い、人命危険の高い違反対象物に対する立入検査や違反是正のさらなる推進方策を図っている。

### 4 小規模施設の防火安全対策

#### (1) 社会福祉施設の防火安全対策

近年、比較的小規模な福祉施設において、多数の人的被害を伴う火災が発生している。長崎県大村市の認知症高齢者グループホーム火災(平成18年1月:死者7名)を皮切りに、神奈川県綾瀬市の障害者ケアホーム火災(平成20年6月:死者3名)、群馬県渋川市の老人ホーム火災(平成21年3月:死者10名)、札幌市北区の認知症高齢者グループホーム火災(平成22年3月:死者7名)等が発生して

いる。

これらの火災を踏まえて、消防庁では、主として自力避難困難者が入所する小規模社会福祉施設における防火安全対策として、防火管理者の選任基準を「収容人員10名以上」、スプリンクラー設備の設置基準を「延床面積275m<sup>2</sup>以上」まで引き下げ、対象施設の範囲を拡大するとともに、すべての施設に消火器、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備を設置することを義務付ける等の強化を図ってきたが、平成25年2月に、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおいて、死者5名の火災が発生したことを受け、認知症高齢者グループホーム等の火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等について検討を行った。(特集5.2.参照)

高齢者、障害者等の災害時要援護者に係るバリアフリー環境の整備を推進するためには、火災等の災害時における消防機関等への緊急通報や迅速な避難誘導等が円滑に行われるよう社会福祉施設の安全性を確保する必要がある。

#### (2) その他の小規模施設の防火安全対策

一方、社会福祉施設以外の比較的小規模な施設においても多数の人的被害を伴う火災が発生している。平成19年1月には兵庫県宝塚市のカラオケボックス火災、6月には東京都渋谷区の温泉施設爆発火災、平成20年4月には札幌市中央区のソープラント火災、10月には大阪市浪速区の個室ビデオ店火災等が発生している。

これらの火災の発生を受けて、カラオケボックス等や温泉採取施設における自動火災報知設備やガス漏れ火災警報設備の設置基準の強化等について、消防法施行令及び消防法施行規則の一部改正が平成20年7月に公布され、同年10月に施行された。

個室ビデオ店等における火災の早期覚知・伝達手段の確保や避難障害への対策に関する技術上の基準の整備については、消防法施行規則等の一部改正が平成21年9月に公布され、同年12月に施行された。本改正により自動火災報知設備及び非常警報設備の設置基準が強化されるとともに、避難経路における煙の滞留を想定した誘導灯の設置基準の改正が行われた。



## 5 民間自衛消防力の確保

自衛消防組織の設置及び防災管理者の選任が義務付けられている関係事業所においては、自らの事業所等において起こり得る地震発生時の被害について検討し、被害軽減対策や応急活動体制等の内容を整理することが必須となるため、訓練等を通じた定期的な見直し、改善をしていく仕組み（PDCAサイクル）を消防計画に盛り込み、より高度な訓練の検証や被害想定に係る知見の蓄積を得ることが重要である。

また、消防機関においては、防災管理に係る消防計画に対する指導等が適切かつ的確に行うことができるよう、消防職員の資質向上を図るための必要な研修や教育訓練等に取り組む必要がある。

そのため、消防庁では、関係事業所における消防計画の策定や訓練の実施、消防機関における消防計画の審査等が円滑に行われるよう、関係団体の協力によるモデルプランや標準的な審査マニュアルの提示等により支援している。